

厚岸町議会 第1回定例会

平成25年3月7日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、佐々木議員、5番中川議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、議案第11号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算から議案第20号 平成24年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上、10件を一括議題といたします。
本10件についての職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第11号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算から議案第18号 平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。
初めに、議案第11号平成24年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）の提案理由をご説明申し上げます。
議案書の1ページであります。
平成24年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）。
平成24年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億7,815万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億5,103万9,000円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
2ページから5ページにわたりますが、第1表、歳入歳出予算補正であります。
歳入では14款29項、歳出では12款31項にわたって、それぞれ7億7,815万円の増額補正であります。
事項別によりご説明させていただきます。
12ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人397万8,000円の減。

2 目法人2,885万1,000円の増。

2 項1 目固定資産税170万1,000円の増。

3 項1 目軽自動車税42万2,000円の増。

4 項1 目たばこ税81万5,000円の増。

6 項1 目都市計画税5万7,000円の減、

町税全体では3,075万4,000円の増であり、それぞれ12月までの調定及び収納実績をもとに推計した見込額の計上であります。

8 款1 項1 目自動車取得税交付金379万2,000円の増。12月分交付までの実績による交付見込額の増であります。

10 款1 項1 目地方特例交付金11万4,000円の減。

11 款1 項1 目地方交付税3億7,376万1,000円の増。普通交付税、本年度確定額37億6,532万4,000円、全額の計上であります。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金6万6,000円の増。2 節児童福祉費負担金31万円の増。

2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金、36万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3 目農林水産業費負担金、1 節農業費負担金2,443万6,000円の増。主に道営草地整備改良事業負担金、緊急経済対策分などの増であります。

14 款使用利用及び手数料、1 項使用料、1 目総務費使用料、1 節総務管理使用料351万円の増。厚岸町情報ネットワーク使用料の増であります。

2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料5万9,000円の減。

次ページ。

3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料3万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4 目農林水産業使用料、1 節農業使用料336万8,000円の増、主に牧場使用料の増であります。

2 節林業使用料1万1,000円の減、3 節水産業使用料2万5,000円の減。

5 目1 節商工使用料9,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6 目土木使用料、2 節住宅使用料272万3,000円の減。町営住宅の各団地ごとの収納見込みに伴う減であります。

7 目教育使用料、3 節社会教育使用料2万1,000円の減。

4 節保健体育使用料9万円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2 項手数料、1 目総務手数料、1 節総務管理手数料3万1,000円の減。2 節町税手数料3万2,000円の減。3 節戸籍住民登録手数料15万2,000円の増。

3 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料5万8,000円の減。2 節環境政策手数料12万1,000円の増。

4 目農林水産業手用料、1 節農業手数料2万4,000円の減。2 節水産業手数料2000円の増。

6目土木手数料、5節住宅手数料3万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

次ページ。

3項1目1節諸収入175万8,000円の増。し尿処理諸収入の増であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金338万2,000円の減。障害者自立支援給付費負担金の減であります。

2節児童福祉費負担金952万6,000円の減。児童手当負担金が本年度交付額が9割分となったことによる減であります。残り1割分は平成25年度で精算交付とされております。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金4,063万5,000円の増、地域公共ネットワーク等強靱化事業補助金2,257万5,000円、地域の元気臨時交付金1,806万円、それぞれ歳出の厚岸町情報ネットワーク多重化整備事業への充当財源の計上であります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金25万7,000円の増。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金6万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

5目商工会費国庫補助金、2節防衛施設周辺整備事業補助金120万円の減。充当事業の執行減に伴うものであります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金79万8,000円の減。社会資本整備総合交付金道路橋梁維持緊急経済対策130万円、及び地域の元気臨時交付金、道路橋梁維持56万円は、歳出の太田5号道路カルバート老朽度調査事業緊急経済対策及び町道路面性常調査事業緊急経済対策への充当財源の計上であります。これ以外は執行に伴う増減であります。5節住宅費補助金15万円の減。6節防衛施設周辺整備事業補助金14万3,000円の増。それぞれ執行に伴う増減であります。

8目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金1,301万7,000円の増。学校施設環境改善交付金緊急経済対策628万9,000円及び地域の元気臨時交付金672万8,000円は、歳出の教員住宅整備事業緊急経済対策への充当財源の計上であります。2節小学校費補助金8万7,000円の減、3節中学校費補助金17万5,000円の減、4節幼稚園費補助金19万8,000円の減、5節社会教育費補助金29万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金1万1,000円の減。

2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金6万9,000円の減。

4目土木費委託金、1節河川費委託金、92万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金166万2,000円の減、2節児童福祉費負担金217万の減、児童手当負担金が国庫負担金と同様に9割分交付となったことによる減であります。残り1割分は平成24年度で精算交付とされております。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金234万1,000円の減。

次ページ。

2節児童福祉費補助金40万2,000円の減。

3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金127万4,000円の減。それぞれ説明欄記載

のとおりであります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金6万6,000円の減。2節農業費交付金8,000円の減。3節林業費補助金1,564万4,000円の減。主に林業専用道整備事業補助金、事業費の変更及び執行減による減であります。

4節林業費交付金17万5,000円の減。

5目商工費道補助金、1節商工費補助金27万8000円の増。

6目土木費道補助金、6節住宅費補助金30万円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金153万円の増。交付見込額の増であります。

4節選挙費委託金6万3,000円の増、5節統計調査費委託金3万円の減。

4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金2万5,000円の減。

6目土木費委託金、1節土木管理費委託金2万5,000円の減。2節河川費委託金4,000円の減。3節住宅費委託金1万2,000円の減。

7目、教育費委託金、5節社会教育費委託金1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入28万億9,000円の減。

2目、1節利子及び出納金35万円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入、92万4,000円の増、門静1丁目107番町有地355.45平方メートルの売払収入であります。2節その他不動産等売払収入424万8,000円の増、流木売払代の増であります。

2目、1節生産物売払収入82万1,000円の減、主にシイタケ菌床売払代431万1,000円の減。餌料藻類売払代283万3,000円の増であります。

次ページ。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金103万円の増。中標津町、高部電気株式会社様100万円、茨城県内藤裕史様3万円であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節町おこし基金繰入金6,000円の減。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金6,355万7,000円の増、平成23年度決算で確定した全額を計上するものであります。

21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目1節延滞金18万6,000円の減。

2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子22万1,000円の増。

3項貸付金元利収入、2目1節ウタリ住宅改良貸付金元利収入21万5,000円の増。

6目1節十勝沖地震災害援護資金貸付金収入4万円の減。

4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入、1節保健衛生費受託事業収入78万2,000円の減。

5目土木費受託事業収入、1節住宅費受託事業収入2万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6項雑入、1目1節過年度収入182万4,000円の増、過年度子ども手当国庫負担金であります。

3目3節雑入222万7,000円の増。次ページにわたり説明欄記載のとおりであります。

22款1項町債、本補正のうち説明欄括弧内に過疎特別分と表記があるのは、本年度から過疎自立促進特別措置法の省令改正により発行限度額に追加措置がされ、厚岸町の限度額が昨年度までの2倍相当額が認められ、昨年12月の町議会定例会において可決承認いただきました厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更計画が総務省において受理され、同計画に位置づけておりました過疎地域自立促進特別事業分への過疎対策事業債について、総務省から同意予定が間もなく出されるとの北海道からの通知があり、今後の手続として起債発行の協議書を北海道に提出することになることから、前年度と同様に同計画に基づき総額2億1,580万円を補正計上するものであります。このほか、説明欄起債の事業充当分の増減であります。

1目総務債、1節総務管理債2,020万円の増。

2目民生債、1節社会福祉債7,780万円の増。2節児童福祉債1,050万円の増。

次ページ。

3目衛生債、1節保健衛生債3,700万円の増。2節環境政策債440万円の増。

4目農林水産業債、1節農業債280万円の増。2節林業債20万円の減。3節水産業債70万円の増。

5目、1節商工債5,290万円の増。

6目土木債、2節道路橋梁債290万円の減。4節都市計画債70万円の増。

7目、1節消防債3,660万円の増。

8目教育債、1節教育総務債590万円の増。4節幼稚園債230万円の増、5節社会教育債270万円の増、6節保健体育債80万円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

26ページ、歳出であります。

1款1項1目議会費8万6,000円の増。内容は説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費114万6,000円の増。次ページにわたり主に文書法制の通信運搬費調査、町民広場の燃料費の増であります。

2目簡易郵便局費2万8,000円の増。

3目職員厚生費97万8,000円の減。次ページにわたり主に人事給与管理、共済費114万円の減、その他説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

4目情報化推進費4,588万円の増、総合共生情報システム47万7,000円の増、事務用備品購入の増であります。厚岸町情報ネットワーク97万7,000円の増。新規接続者の見込み増であります。厚岸町情報ネットワーク多重化整備事業緊急経済対策4,515万円。湖南地区のネットワークは厚岸大橋を経由する光ファイバー単ルートで情報通信を行っており、大地震などで厚岸大橋が被災した場合でも通信可能とするため、この間を無線による通信を可能とする整備をするものであります。事業費の50%を地域公共ネットワーク等強靱化事業補助金、補助残の80%相当を地域の元気臨時交付金を充当財源としております。事業の後に緊急経済対策と表記しているのは、国の平成24年度一般会計予算（第1号）により措置される事業として本補正で8件を計上しており、全て平成25年度へ繰り越して執行するものであります。

次ページ。

5目交通安全防犯費3万8,000円の増。

6目行政管理費17万3,000円の減。

7目文書広報費22万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理であります。

8目財政管理費6億9,899万3,000円の増。主に財政管理、北海道市町村備荒資金組合超過納付金4億円、前年度と同様に、積立基金に準じて超過納付をするものであります。これにより超過納付分の納付合計は8億円となります。財政調整基金10万円の増、年度末残高5億5,756万7,000円であります。

次ページ。

減債基金2億円の増。年度末残高は6億1,799万6,000円であります。

地域づくり推進基金9,894万9,000円の増、年度末残高は1億7,485円であります。この三つの積立基金合計で本年度取り崩し額は4億5,570万円でありましたが、積み戻し額は5億9,934万9,163万9,000円で、年度末残高は前年度末よりも1億4,364万9,000円の増となります。

9目会計管理費11万4,000円の減。

10目企画費29万8,000円の減。

次ページ。

11目財産管理費5万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

12目車両管理費108万1,000円の増。公用車管理、主に燃料費と修繕料の増であります。損害賠償4万4,000円新規計上。議案第23号損害賠償の額を定めることについての交通事故損害賠償金の計上であります。

2項徴税费、1目賦課納税费15万7,000円の減。

次ページ。

3項1目戸籍住民登録費9,000円の減。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費5万5,000円の減。

次ページ。

5目衆議院議員選挙費7万1,000円の増。

5項統計調査費、1目統計調査総務費3万1,000円の減。

次ページ。

6項1目監査委員費6万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費4,011万2,000円の減。次ページにわたりますが、国民健康保険特別会計繰出金4,095万2,000円の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2目心身障害者福祉費798万5,000円の減。主に次ページ、障害者（児）介護訓練等給付564万9,000円の減。その他、次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3目心身障害者特別対策費432万円の減。重度心身障害者医療費の減であります。

4目老人福祉費1,574万2,000円の減。52ページにわたり主に介護予防、生活支援、高

齢者福祉の生活管理指導員派遣委託料19万8,000円の増。生きがい活動支援通所事業127万7,000円の増、老人保護措置費354万4,000円の減、介護保険特別会計繰出金842万4,000円の減、介護サービス事業特別会計繰出金374万5,000円の減。このほか説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

5 目後期高齢者医療59万8,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金の減であります。

6 目国民年金費 3 万3,000円の減。

7 目自治振興費 3 万円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。次ページ。

8 目社会福祉施設費47万4,000円の増、次ページにわたり説明欄記載のとおりコミュニティセンターなど各施設の維持管理経費の増であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費66万4,000円の減。次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 目児童措置費、増減なし。財源内訳は負債であります。

3 目ひとり親福祉費68万4,000円減。

4 目児童福祉施設費50万6,000円の減。

62ページ。

5 目児童館運営費 7 万2,000円の減。各目それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

64ページ。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費1,000の増。有害動物対策12万円の増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 目健康づくり費187万9,000円の減。主に次ページ、予防接種118万5,000円の増、接種者見込み増及び四種混合ワクチンの導入による増であります。このほか次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3 目墓地火葬場費 8 万5,000円の増、説明欄記載のとおりであります。

次ページ。

4 目水道費85万8,000円の増、簡易水道事業特別会計繰出金収支不足分の繰出金の計上であります。

5 目病院費5,977万6,000円の増、病院事業会計負担金及び収支不足を補填する補助金の増で、補正後額 4 億9,962万円となるものであります。この補助金には本年度の病院事業会計の減価償却費等の全額5,726万4,000円を含んでいることから、平成23年度決算における不良債務1,769万2,000円は解消される見込みであります。なお、補助金執行に当たりましては病院事業会計において収益的収支及び資本的収支が保たれる不足額を精査した上で、補助金申請が一般会計に提出され補助金を支出することといたします。

6 目乳幼児医療費62万1,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 項環境政策費、1 目環境対策費71万5,000円の増。主に次ページ、環境保全基金積立金100万円の増であります。資源ごみの売払代を積み立てる厚岸町緑の循環構想に基づく積み立てであります。このほか説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2 目水鳥観測館運営費10万3,000円の減、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整で

あります。

3目廃棄物対策費67万5,000円の減。廃棄物対策一般53万4,000円の増。主に印刷製本費49万4,000円は平成25年4月から生ごみの資源化分別収集を開始するにあたり、各戸に配布する新しいごみ分別表作成費の計上であります。このほか次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

4目ごみ処理費37万2,000円の増、主にごみ処理場管理52万7,000円の増。施設の光熱水費、修繕料の増のほか、次ページにわたり説明欄記載のとおり計数整理であります。

5目し尿処理費167万9,000円の増。主に衛生センター整備事業186万8,000円の増。搬入されたし尿を濃縮汚泥と分離液に分離させる円心濃縮機に著しい摩耗が判明し、安定的な運転を継続するために年度内に補修する必要性が生じたことから、計上するものであります。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

78ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費38万3,000円の減。

2目農業振興費53万5,000円の減。

次ページ。

3目畜産業費1万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり計数整理であります。

4目農道費900万4,000円の増。主に道営別寒辺牛地区道路整備事業を582万7,000円減じ、その下段同事業の（一般繰越）582万8,000円に振り替え、平成25年度に繰越執行するものであります。別寒辺牛地区道路整備事業緊急経済対策900万円は、国の第1号補正予算の配分が内定したことにより計上し、同じく平成25年度に繰越執行するものであります。

5目農地費1,703万6,000円の増、主に次ページ、道営大別地区畑地帯総合整備事業725万9,000円、事業費確定に伴う減であります。

道営厚岸東部地区草地整備事業一般繰越200万円、事業費余剰分の配分を受けて一般分として平成25年度に繰越執行するものであります。道営厚岸東部地区草地整備事業緊急経済対策1,875万円、国の1号補正予算の配分が内定したことにより、平成25年度に繰越執行するものであります。

道営尾幌第2地区草地整備事業1,311万7,000円を減じ、このうち1,250万円をその下段、同事業の（予備費分）として振り替え、平成25年度に繰越執行するものであります。

道営尾幌第2地区草地整備事業緊急経済対策525万円、国の第1号補正予算の配分が内定したことにより平成25年度に繰越執行するものであります。

次ページ。

道営浜中西部地区草地整備事業169万6,000円、事業費確定に伴う減であります。道営浜中西部地区草地整備事業緊急経済対策75万円、国の第1号補正予算の配分が内定したことにより、平成25年度に繰越執行するものであります。

6目牧野管理費361万9,000円の増。次ページにわたり、主に町営牧場の消耗品費682万2,000円は草地に散布する肥料及び預託金に与える肥料の増であります。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

7目農業施設費18万9,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込み額による調整であります。

8目農業水道費143万6,000円の増。主に次ページ、農業水道施設144万9,000円の増、別寒辺牛浄水場のろ過池専用モニターが故障したことによる修繕料の計上であります。

9目堆肥センター費46万1,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

2項林業費、1目林業総務費37万9,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり執行見込みによる調査であります。

2目林業振興費1,704万8,000円の減。主に林業専用道ル・クシュポール線整備事業及び片無去線整備事業は、事業費の変更及び執行減によるものであります。

3目造林事業費3万2,000円の減。

次ページ。

4目林業施設費7万5,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

5目特養林産振興費309万4,000円の減。次ページにわたり、主にきのこ菌床センター菌床製造材料購入233万1,000円の減のほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

3項水産業費、1目水産業総務費18万5,000円の増。

2目水産振興費225万9,000円の減。次ページにわたり、説明欄記載のとおり事業費確定に伴う調整であります。

3目漁港管理費13万2,000円の減。

4目漁港建設費11万6,000円の増。

5目養殖事業費15万5,000円の減。

次ページ。

6目水産施設費7万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

6款1項商工費、1目商工総務費2万9,000円の減。

次ページ。

2目商工振興費281万5,000円の減。主に商工振興一般、商工会補助金、補助対象経費の減に伴うものであります。このほか、説明欄記載のとおりであります。

3目食文化振興費71万3,000円の減。主に次ページ、厚岸味覚ターミナル整備事業の執行に伴う減であります。

4目観光振興費5万7,000円の増。次ページにわたり厚岸観光協会補助金の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

5目観光施設費275万に2,000円の増。次ページにわたりあやめヶ原トイレ建設事業、事業費確定に伴う減のほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

106ページ。

七款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費86万3,000円の増。主に土木車両修繕料の増であります。

3目土木用地費6,000円の減。

4目地籍調査費63万円の減。次ページにわたり、主に地籍修正事業の境界杭埋設委託料50万1,000円の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整であります。

す。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費62万1,000円の増。太田5号道路カルバート老朽度調査事業緊急経済対策100万円、町道路面性状調査事業緊急経済対策100万円は、国の第1号補正予算の配分が内定したことにより、平成25年度に繰越執行するものであります。このほか執行見込みによる調整であります。

2 目道路新設改良費1,032万9,000円の減。112ページにわたり各事業説明欄記載のとおり執行減に伴う計数整理であります。

3 目除雪対策費359万8,000円の増。主に需用費、消耗品費376万4,000円の増は、路面の凍結を溶解する塩化ナトリウムの購入費の増であります。

3 項河川費、1 目河川総務費456万3,000円の減。次ページにわたり説明欄記載のとおり各事業費の執行見込みに伴う減であります。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費1,000円の増。

次ページ。

5 項公園費、1 目公園管理費9,000円の減。

6 項住宅費、1 目建築総務費63万9,000円の減。主に住宅耐震改修工事費補助金60万円の減であります。

2 目住宅管理費107万4,000円の減。主に町営住宅21万2,000円の減。

次ページ。

町営住宅白浜団地整備事業83万5,000円の減。執行確定に伴う減であります。

8 款1 項消防費、1 目常備消防費3,584万円の増。釧路東部消防組合82万3,000円の減、消防救急デジタル無線整備事業、釧路東部消防組合3,666万3,000円。全国の消防署において整備が義務づけられている消防救急デジタル無線の整備について、釧路東部消防組合において補助金の内定を受けており、補助残の負担金を計上するものであります。なお、本予算は平成25年度に繰越執行するのであります。

2 目災害対策費13万9,000円の減。次ページにわたり説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

120ページ。

9 款教育費、1 教育総務費、1 目教育委員会費4,000円の減。

2 目事務局費31万円の減。

次ページ。

3 目教育振興費16万円の増。それぞれ執行見込みに伴う増減であります。

4 目教員住宅費1,673万7,000円の増。主に次ページ、教員住宅整備事業緊急経済対策1,695万5,000円、老朽化した太田小学校教員住宅の改築で、次年度に繰越執行するものであります。

6 目スクールバス管理費241万9,000円の増。スクールバス運行委託料187万1,000円の増。スクールバス運行修繕料54万8,000円の増であります。

2 項小学校費、1 目学校運営費79万5,000円の増。次ページにわたり各小学校の執行見込みに伴う増減であります。

2 目学校管理費26万4,000円の増。

次ページ。

3目教育振興費2万6,000円の減。執行見込みに伴う増減であります。

次ページ。

3項中学校費、1目学校運営費51万6,000円の減。各中学校執行見込みに伴う増減であります。

2目学校管理費2万4,000円の減。次ページ、損害賠償7万2,000円、議案第24号損害賠償の額を定めることについての業務上事故損害賠償金の計上であります。

3目教育振興費4万1,000円の増。

次ページ。

4項1目幼稚園費、増減なし。それぞれ執行見込みに伴う増減及び財源内訳補正であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費23万5,000円の減。

次ページ。

2目生涯学習推進費2万7,000円の減。

3目公民館運営費5万6,000円の増。

次ページ。

4目文化財保護費69万円の減。

次ページ。

5目博物館運営費14万3,000円の増。

次ページ。

6目情報館運営費25万5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

次ページ。

6項保健体育費、1目保健体育総務費24万3,000円の減。

2目保健体育費30万円の減。

次ページ。

3目温水プール運営費92万9,000円の増。

次ページ。

4目学校給食費36万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

10款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費24万8,000円の減。次ページにわたり、執行に伴う減であります。

11款1項公債費、1目元金、財源内訳補正。

2目利子250万円の減。一時借入金利子の減でございます。

12款1項1目給与費339万6,000円の増。主に超過勤務手当の増であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費」補正による。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正であります。

歳出でご説明いたしましたとおり、追加は起債の12事業について、合計1億5,484万6,000円を国庫補助金及び町債を国の繰り越し承認を受けて翌年度に繰り越して執行するための、繰越明許費の設定を行うものであります。

事業名の後ろに緊急経済対策とあるのは、国の第1号補正に伴う事業、一般繰越とあるのは通常の繰越分の事業、予備費分とあるのは政府の経済緊急対策を地域活性化予算予備費で執行する事業であります。

変更は、12月補正で設定した道営尾幌第2地区草地整備事業が、このたび国の緊急経済対策としても配分されたため、追加の上段から6段目の予備費分との表記に振り返りて区分するための変更であります。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

7ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正。

変更であります。

既に、債務負担行為を設定しております3件の事項について、期間変更せずに限度額を起債のとおり変更するものであります。

下段に調書がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

8ページをお開きください。

追加であります。

道営別寒辺牛地区道路整備事業、限度額900万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に、変更であります。

公共事業等620万円の減。

辺地対策事業80万円の減。

過疎対策事業2億5,020万円の増。

それぞれ記載の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

9ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄ですが、平成23年度末現在高11億5,106万7,000円、平成24年度中起債見込み額8億1,870万円。補正後の平成24年度末現在高見込額は109億5,719万円となるものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号であります。

議案書の1ページでございます。

平成24年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

平成24年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,526万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,012万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では、9款12項、歳出では8款16項にわたって、それぞれ4,526万8,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款、1項国民健康保険税、1目被保険者国民健康保険税1,244万7,000円の増。

2目退職被保険者等国民健康保険税5万7,000円の増であります。

それぞれ12月までの調定及び収納実績をもとに、推計見込みによる増であります。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金46万7,000円の減。がん検診及びインフルエンザ予防接種者の見込み減によるものであります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分2,880万6,000円の減。一般被保険者療養給付費分及び後期高齢者支援金分の減額に伴う減であります。2節過年度分1,000円の減。

2目、1節高額医療費共同事業負担金100万8,000円の減。高額医療費拠出金通知額の変更に伴う減であります。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金1,079万円の増。特別分の交付見込みに伴う増であります。

2目1節出産育児一時金補助金、24万円の減。

5款、1項、1目療養給付費等交付金、1節現年度分304万1,000円の減。社会保障診療報酬支払基金通知額の変更に伴う減であります。2節過年度分1,000円の減。

6款、1項、1目前期高齢者交付金、1節現年度分435万9,000円の増。

7款道支出金、1項道負担金、1目1節高額医療費共同事業負担金100万8,000円の減。

2項道補助金、2目1節財政調整交付金1,791円5,000円の増、特別分の交付見込みの増であります。

次ページ。

9款、1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金1,008万5,000円の減。

2目1節保険財政共同安定化事業交付金433万8,000円の減、それぞれ国保連合会からの通知額が減額になったことによるものであります。

11款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金4,095万2,000円の減。収支不足にかかる補填分の繰入金の減であります。

12款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目被保険者延滞金、1節延滞金9,000円の増。

3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節賠償金49万9,000円の減。

3目一般被保険者返納金、1節返納金40万5,000円の減。

5目、1節雑入6,000円の増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費57万1,000円の減。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費13万2,000円の減。

3 項、1 目運営協議会費10万2,000円の減。

5 項、1 目特別対策事業費10万2,000円の減。

それぞれ説明欄記載のとおり計数整理であります。

次ページ。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費4,023万3,000円の減。

2 目退職被保険者等療養給付費1,367万1,000円の増。

3 目一般被保険者療養費38万8,000円の減。

4 目退職被保険者等療養費4万1,000円の減。

それぞれ医療費見込みによる増減であります。

5 目審査支払手数料16万5,000円の減。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費982万6,000円の減。

次ページ。

2 目退職被保険者等高額療養費130万9,000円の増。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費20万円の減。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費10万円の減。

それぞれ高額療養費見込額の増減によるものであります。

3 項移送費、2 目退職被保険者等移送費、財源内訳補正であります。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金221万6,000円の減。出産見込み減によるものであります。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費3万円の減。

次ページ。

3 款、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金10万5,000円の増。

4 款、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金2万7,000の減。

5 款、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金2,000円の減。

6 款、1 項、1 目介護納付金11万2,000円。

それぞれ額の確定に伴う増減であります。

7 款、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金403万1,000円の減。

次ページ。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金68万3,000円の増。

それぞれ国保連合会からの通知額の確定に伴う増減であります。

8 款保健事業費、1 項1 目特定健康診査等事業費123万円の減。主に特定健康診査受診見込み、保健指導料見込み減によるものであります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費152万8,000円の減。主にがん検診受診者見込み数及びインフルエンザ予防接種者の減によるものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号でございます。

議案書の1ページであります。

平成24年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（3回目）。

平成24年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,743万3,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、2款3項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ9万4,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料94万4,000円の減、内訳は説明欄記載のとおりであります。

2項手数料、1目水道手数料、1節給水工事手数料8,000円の減。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金85万8,000円の増。会計証紙不足分の増額であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4万円の減。執行見込みに伴う計数整理であります。

2款水道費、1項1目水道事業費5万4,000円の減、検満及び新設メーター整備事業12万円の増のほか、執行見込みに伴う減であります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案14号であります。

議案書の1ページであります。

平成24年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2回目）。

平成24年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,959万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億522万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では5款5項、歳出では1款3項にわたり、それぞれ8,959万1,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節下水道費負担金138万4,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節下水道使用料181万1,000円の減。

それぞれ収納見込みに伴う増減であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節下水道事業費補助金4,500万円の増。国の第1号補正予算による配分が内定したことによる計上であります。

6款諸収入、2項、1目、1節雑入1万8,000円の増。

7款、1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債4,500万円の増。国の第1号補正予算による緊急経済対策分の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費6万円の減。説明欄記載のとおり計数整理であります。

2目管渠管理費3万3,000円の増。

3目処理場管理費1万9,000円の減。

4目普及促進費19万円の減。主に水洗化等改造工事補助金の減であります。

次ページ、2項下水道事業費、1目公共下水道事業費8,982万7,000円の増。主に、公共下水道補助緊急経済対策9,000万円の計上であります。

3款、1項公債費、1目元金、財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費。

表に起債の事業について、限度額は9,000万円であります。国庫補助金及び町債を国の繰越承認を受けて翌年度に繰り越して執行するための繰越明許費の設定を行うものであります。

公共下水道事業費9,000万円の工事箇所は、平成25年度で予定しておりました光栄地区の整備費の前倒し分でございます。

再び1ページにお戻りください。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

4ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正。

変更であります。

水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担。期間は変更なく、限度額を3万9,000円に変更するものであります。

下段に調書補正がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

5ページをお開きください。

第4表、地方債補正。

変更でございます。

公共下水道事業、限度額4,500万円の増、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次ページ、地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄ですが、平成23年度末現在高42億9,124万9,000円、平成24年度中起債見込額3億5,600円万円。補正後の平成24年度末現在高見込額は43億3,828万9,000円となるものであります。

失礼しました。議案第14号の最後の補正後の平成24年度末現在高見込額は、43億3,828万7,000円となるものであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号であります。

議案書の1ページでございます。

平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（4回目）。

平成24年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,595万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,792万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では8款11項、歳出では5款11項にわたり、それぞれ6,595万9,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、1節現年度分91万7,000円の減。2節滞納繰越分67万5,000円の増。収納見込みによる増減であります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節地域支援事業負担金4万2,000円の減。配食サービス事業負担金の減であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担金1,283万6,000円の減、

負担金確定に伴う減であります。

2 項国庫補助金、1 目 1 節財政調整交付金33万3,000円の増。

7 目 1 節地域支援事業交付金49万8,000円の減。説明欄記載のとおりであります。

4 款、1 項支払基金交付金、1 目 1 節介護給付費交付金2,681万4,000円の減。主に住宅介護サービス及び施設介護サービス給付分の減であります。

2 目 1 節地域支援事業支援交付金10万4,000円の減。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目 1 節介護給付費負担金1,700万2,000円の減。担当金確定に伴う減であります。

2 項道補助金、3 目 1 節地域支援事業交付金24万9,000円の減、説明欄記載のとおりであります。

3 項委託金、1 目総務費委託金、1 節介護状態等審査判定委託金4,000円の減。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目 1 節利子及び配当金 1 万3,000円の増。

7 款繰入金、1 項、1 目 1 節一般会計繰入金842万4,000円の減。

9 款諸収入、2 項 3 目 1 節雑入 9 万円の減、認定審査会共同設置負担金の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費60万9,000円の増。主に介護保険事務電算処理61万円の増、介護保険システム修正委託料の計上であります。

3 項 1 目介護認定審査会費25万7,000円の減。

2 目認定調査等費58万8,000円の減。

6 項、1 目地域密着型サービス運営委員会費 1 万4,000円の減。

それぞれ執行見込みによる減であります。

次ページ。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費468万9,000円の減。

2 目施設介護サービス給付費4,981万5,000円の減。

3 目居宅介護福祉用具購入費25万円の減。

5 目居宅介護サービス計画費106万8,000円の減。

6 目審査支払手数料 6 万5,000円の減。

2 項、1 目高額介護サービス費153万5,000円の減。

次ページ。

3 項、1 目高額医療合算介護サービス費16万9,000円の増。

4 項 1 目特定入所者介護サービス費769万1,000円の減。

それぞれサービス料の見込みに伴う増減であります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、3 目一次予防事業費12万円の減。

4 目二次予防事業費、23万9,000円の減。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費 1 万5,000円の減。

次ページ。

2目任意事業費96万1,000円の減。

それぞれ執行見込みに伴う計数整理であります。

5款、1項、1目介護給付費準備基金費1万4,000円の増。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金4万3,000円の増。

2目償還金51万3,000円の増。介護給付費国庫負担金等返還金の計上であります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号であります。

議案書の1ページであります。

平成24年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（3回目）。

平成24年度厚岸町の介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,366万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款6項、歳入では1款2項にわたって、それぞれ145万8,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、1節通所介護収入40万3,000円の増。

3節短期入所生活介護収入121万1,000円の減。

2目1節施設介護サービス費収入405万3,000円の増。

3項、1目、1節自己負担金収入81万円の増。

5項、自立支援給付費収入、1目1節障害者短期入所介護給付費収入18万4,000円の増。

それぞれサービス見込みに伴う増減であります。

7款、1項寄附金、1目サービス事業費寄附金、2節施設サービス事業費寄附金4,000円の増。

8款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金374万5,000円減のであります。

9款諸収入、1項、1目1節雑入96万円の増。主に生きがい活動支援通所事業127万7,000円の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費57万円の増。

次ページ。

3目訪問入浴介護サービス事業費5万3,000円の減。

4目短期入所生活介護サービス事業費22万9,000円の増。

次ページ。

7目包括的支援事業費5万3000円の減。

8目障害者介護給付事業費18万4,000の増。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費58万1,000円の増。

それぞれ執行見込みに伴う増減であります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号であります。

議案書の1ページであります。

平成24年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算（3回目）。

平成24年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ608万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,936万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款3項、歳出では2款2項にわたってそれぞれ608万9,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分801万8,000円の減。

2目普通徴収保険料、1節現年度分226万7,000円の増。2節滞納繰越分17万8,000円の増。それぞれ収納見込みに伴う増減でございます。

3款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金59万8,000円の減。

5款諸収入、3項、3目、1節雑入8万2,000円の増。高齢者医療制度円滑運営臨時交付金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万円の減。執行見込みに伴う計数整理であります。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金603万9,000円の減。保険料収入減による納付金の減であります。

以上で議案17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号であります。

議案書の1ページであります。

平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）。

平成24年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,909万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款2項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ15万9,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページ、お開き願います。

歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目、1節施設介護サービス費収入12万3,000円の増。

2項、1目、1節自己負担金収入3万6,000円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費15万9,000円の増、執行見込みに伴う調整であります。

以上をもちまして、議案第11号 平成24年度一般会計補正予算から議案第18号 平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、議案第19号 平成24年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条、総則。

平成24年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。

年間総配水量は1万1,437m³の減少で、127万1,389m³、1日平均給水量は31m³の減少で、3,483m³であります。

主な建設改良事業は、配水管布設替等事業114万9,000円減額し2,185万1,000円、機器等

更新事業を78万円増額し798万円。

設備改修事業を39万7,000円増額し539万7,000円、宮園配水池改築更新事業を143万7,000円減額し、1,056万3,000円とするものであります。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益を218万円減額し、2億5,913万8,000円とするものであります。

1項営業収益は223万1,000円の減額。

2項営業外収益は5万1,000円増額であります。

支出につきましては、1款水道事業費用を43万6,000円増額し、2億5,179万6,000円とするものであります。

1項営業費用は49万8,000円増額。

2項営業外費用は6万2,000円の減額でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は、223万1,000円の減額であります。水道使用料の家事用で49万円、業務用で167万9,000円、農業用で8万7,000円、それぞれ減額するものであります。臨時用は2万5,000円の増額でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は、5万1,000円の増額であります。1節預貯金利息の増であります。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は70万円の増額であります。主に20節修繕費40万円の増、浄水場ほか施設修繕費の増であります。

21節動力費80万円の増。水道施設電気料の増であります。

22節薬品費50万円の減であります。

2目配水及び給水費は40万円の減額。17節委託料の減額であります。

4目総係費は19万8,000円の増額。主な内訳は、3節手当10万円の増、4節法定福利費28万2,000円の増、共済組合納付金の増であります。17節委託料10万9,000円の減。主に検針収納業務委託料の減であります。

2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税は6万2,000円の減額であります。

1ページへお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2ページをお開き願います。

収入では、1款資本的収入を147万9,000円減額し、4,075万3,000円とするものであります。

1項企業債は100万円の減額。

2項国庫補助金は47万9,000円の減額でございます。

支出では、1款資本的支出を153万6,000円減額し、1億6,769万1,000円とするものであります。

1項建設改良費が153万6,000円の減額であります。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

1款資本的収入、1項、企業債は100万円の減額。事業費確定による借入額の減額であります。

2項1目国庫補助金は、47万9,000円の減額。事業費確定による補助額の減額であります。

次に、資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項、1目建設改良費は140万9,000円の減額。主に事業費確定による配水管布設替等事業114万9,000円の減、宮園配水池改築更新事業143万7,000円の減などであります。

2目総係費は12万7,000円の減額。各節計数整理による減でございます。

ここでまた、2ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,693万8,000円について、過年度分損益勘定留保資金2,554万7,000円、当年度分損益勘定留保資金9,712万円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額427万1,000円で補填するものであります。

次に、第5条、企業債の補正であります。

企業債の予定額を100万円減額し、3,480万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還についての変更はございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。

職員給与費について38万2,000円増額し、3,781万1,000円とするものであります。

3ページと4ページは補正予算実施計画、5ページは補正資金計画、飛んで8ページ、9ページは予定貸借対照表でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成24年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。

ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第20号 平成24年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）について、その内容をご説明をいたします。

議案書1ページです。

初めに、第1条総則です。

平成24年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条では、業務の予定量の補正であります。

(1)患者数のうち、年間延患者数であります。入院患者については変更ございません。外来患者では1,470人増加の5万1,450人とするもので、合わせて合計6万7,145人となる所です。

次に、1日平均患者数では、入院患者に変更はなく、外来患者では6人増の210人、合計で

は253人の計上となるところです。

2 ページをお開きください。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正です。内容につきましては、予算説明書により説明いたします。

7 ページをお開きください。

初めに、収益的収入であります。1 款病院事業収益5,928万円の増、内訳として、1 項医業収益では101万5,000円の減、そのうち1 目入院収益では61万8,000円の減、入院単価減によるものです。

2 目外来収益では124万2,000円の減、外来患者数は増となっておりますが、単価減が要因で、総じて減額補正となることです。

3 目、その他医業収益では84万5,000円の増、詳細はそれぞれ節説明欄のとおりであります。3 節その他医業収益につきましては、主に訪問リハビリテーションの増加となっております。

次に、2 項医業外収益では6,029万5,000円の増であります。これは1 目受取利息及び配当金2万円の減、2 目患者外給食収益14万2,000円の減、3 目その他医業外収益18万9,000円の増で、節説明欄記載のとおりとなっております。

4 目他会計補助金では5,977万6,000円の増、詳細は後ほどご説明いたします。

5 目負担金及び交付金17万5,000円の増。当院2階の厚岸町介護老人保健施設の運営に要する費用のうち、病院会計が一時負担したものに対する負担金収入の増額補正です。主に燃料費高騰による増が内訳となっております。

7 目道補助金31万7,000円の増、院内保育所運営事業に対する北海道からの補助金で、交付決定による補正計上でございます。

以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出であります。8 ページをお開きください。

1 款病院事業費用432万6,000円の減、内訳ですが、1 項医業費用では373万9,000円の減、そのうち1 目給与費では52万4,000円の減、職員手当等は計数整理に伴う減額補正、賃金については常勤内科医師減に伴う臨時医師招聘による増額補正となっております。

2 目材料費では94万9,000円の減、3 目経費では94万2,000円の減、3 月までの決算見込みでの計数整理が主でございます。内訳として、6 節旅費、交通費では出張医の旅費精算見込みによる減。7 節燃料費については、ボイラー重油の単価増による増額。10 節手数料では産業廃棄物処理料ほかの減額。15 節使用料では在宅で使用する医療機器使用に係る増額補正などとなっております。

続いて、6 目研究研修費では132万4,000円の減、3 月までの決算見込みでの計数整理で、主に学会出席などの旅費の減が主であります。

9 ページをごらんください。

2 項医業外費用、58万7,000円の減、そのうち1 目支払利息及び企業債取扱諸費14万8,000の減。2 目医療技術員確保対策費13万円の増。3 目雑損費116万9,000円の減、材料費減による仮払消費税の減であります。

4 目消費税及び地方消費税60万円の増、それぞれ3 月までの決算見込みでの計数整理、節説明欄記載のとおりであります。

再び、2ページへお戻りください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費で52万4,000円、交際費で13万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

続いて、3ページ、第5条は、他会計からの補助金の補正であります。それぞれ記載のとおり、各項目について決算見込みによる算定での増減による整理のほか、不採算地区病院運営費補助にあつては、一般会計からこの会計への赤字補填を含め、補正額として5,977万6,000円を増額し、総額4億9,962万円とする内容であります。これにより平成23年度の決算5億3,923万2,000円との比較で、3,961万2,000円の減少を見込んでおります。

次に、第6条は、たな卸資産の購入限度額の補正であります。1,691万6,000円を減額し、1億5,898万8,000円とするものであります。

次ページの4ページ、5ページは補正予算実施計画、6ページは補正資金計画書、飛びまして、10ページ、11ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

この予算案が、平成24年度最終となり、収益的収入及び支出は同額を計上し、収支均衡を図る予算となっております。

以上で、議案第20号 平成24年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本10件の審査方法について、お諮りいたします。

本10件の審査方法については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

本10件の審査方法については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時23分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第3、これより一般質問を行います。

質問は厚岸町議会会議運用内規61の規定により、通告順に行います。

初めに、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 さきに質問通告書出しておりました、通告書に従って質問をさせていただきます。

1として、厚岸町長選についてであります。

(1) 厚岸町の町長として4期目の町長選に出馬するおつもりですか。

(2) 4期目の出馬を決意したのなら、若狭町長は、決意新たに何を中心に町運営をするおつもりですか。

2として太陽光発電の補助について。

(1) 平成21年12月18日に議会で質問しましたが、これまで検討してきた内容は、どのようになっていますか。

(2) 厚岸町として補助金の実施めどはいつになるのか。

(3) として、実施しようとするときの財源はどのようになるのか。

3として、下水道ミックス事業につきまして質問したいと思います。

(1) 厚岸町衛生センターで処理しているし尿を厚岸終末処理場で処理をするミックス事業について、いつころの実施になるのか。

(2) 実施までのおよそのスケジュールと検討内容はどのようになっているのか。

(3) 実施しようとするときのおよその事業費と財源はどのようになるのか。

以上について質問いたします。よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸町長選についてのうち、初めに、私の次期町長選挙への出馬の意向についてであります。私は、昨年12月の町議会第4回定例会における中川議員の一般質問において、これまで私が進めてきた政策を振り返りながら、これから私は何をすべきか、何ができるのか、また、私が将来の厚岸町のために必要とされているかどうかを見きわめ、さらには厚岸町長としての役割を改めて見つめ直した上、次期町長選挙への出馬の可否を判断したいとお答えをいたしました。

また、去る2月15日、私の後援会から4選に向けた出馬要請があった際にも、この要請は大変光栄なことではあるが、今までの3期12年間の仕事と、これからやらなければならない仕事を考え、判断させていただきたい旨を申し上げたところでございます。

私は、平成21年6月の町長選挙において、「いいね、あつけし、みんなで夢実現」をキャッチフレーズとして、8項目からなる公約を掲げて出馬し、町民の皆様から温かいご支援を賜り、3選を果たすことができました。

自分は何のために厚岸町長になったのか、その初心と原点を忘れることなく、町民と約束した公約実現のため、その職務に全身全霊を傾けてまいりました。

特に、東日本大震災の復旧・復興対策や防災対策のほか、主な個別事業では学校給食センターの改築、特別養護老人ホームの増床、まちなか団地の建設、中小企業振興基本条例の制定などを行ってまいりました。

しかし、公約に掲げた中小企業振興計画の策定と実施、防災・減災対策と行財政改革

のさらなる推進を初め、私が手がけた第5期厚岸町総合計画に基づくさまざまな施策の推進など、これから乗り越えるべき多くの困難な課題を見ると、私の後援会から受けた出馬要請も含めると、道議会議員時代からの41年間で培った政治家としての貴重な経験や人脈をフルに活用して、町民の皆様の幸せと豊かな暮らしを築くために、引き続き町政の舵取り役として、次期町長選挙に出馬する決意をしたことを、ここに表明させていただきます。皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、何を中心に町運営を行うのかについてであります。現状における厚岸町のまちづくりの課題は、第5期厚岸町総合計画にうたっているとおり、一つ目に自然と共生する快適で安全な生活環境の整備と定住の促進、二つ目に消費者に信頼される食料生産と魅力的で活力ある産業の振興、三つ目に急激に進む少子高齢化への対応と互いに支え合う社会の構築、四つ目にまちづくりを支える人材の育成、五つ目に町民を主体としたまちづくりの推進、六つ目に自立した健全で持続可能な行財政運営であります。

私は、平成25年度の町政執行方針において、防災力の強化、地域経済力の強化、行政運営能力の強化を三つの重点施策として町政運営に臨むと申し上げましたが、この三つの重点施策も、先ほど申し上げたまちづくりの課題に即したものであります。

また、今、厚岸町が目標とする町の将来像は、「共生・躍進・協働・暮らしに豊かさ実感できるまち」であり、私としては、これらの課題解決するための施策の推進を中心として、年度ごとに、その時々々の社会情勢なども踏まえた重点施策を掲げながら、これからの町政運営に臨んでまいりたいと考えております。

続いて、2点目の太陽光発電の補助についてのうち、初めに、平成21年12月18日、議会で質問したが、これまで検討してきた内容は、どのようになっているのかについてあります。町では、質問を受けた以降、太陽光発電システムの導入にかかわる費用の推移や、国や近隣市町村における補助金制度の状況、余剰電力の買取価格の動向などを調査し、検討を進めてきたところであります。

竹田議員から質問を受けた平成21年度は、国が一定程度普及したとして、平成17年度をもって打ち切った太陽光発電の普及を目的にした補助金を復活させました。

また、太陽光で発電した余剰電力の買取価格も、平成21年11月から、従来の24円から48円と倍増いたしました。

さらに、住宅用太陽光発電システムの平均価格も、国の補助制度復活を受け、1キロワット当たり前年より11万7,000円安い60万6,000円まで低下いたしました。

今後においても、各メーカーによる変換効率の高い太陽光パネルの開発局やシステムの普及が進むことにより、一層導入コストが低下することが推測できる状況にありました。

このような太陽光発電の普及に向けた追い風の中にあって、厳しい財政事情もあり、厚岸町での補助制度創設の判断を熟慮していたところであります。

しかし、一昨年の東日本大震災を契機として、再生可能エネルギーによる発電の重要性が増してきており、一般家庭においても太陽光発電システムを設置する動きが加速化しております。その一方で、太陽光発電システムの導入価格の低下とともに国の補助金は年々減少しており、さらに余剰電力の買取価格も平成25年度には5円程度引き下げられるような情報もあります。

こうした情勢の変化がある中、厚岸町の持つ有利性を生かし、環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの普及促進とともに、町民の環境保全意識の高揚を図るため、支援制度の創設をすべきと判断したところであり、その内容の検討を担当課に指示し、制度設計に取り組んできたところであります。

次に、厚岸町として補助金の実施めどは、いつになるのかについてであります。厚岸町では、新年度から住宅用太陽光発電システムの設置に対する奨励制度を創設することとし、本定例会に上程した平成25年度の当初予算において関係予算を計上しているところであります。

なお、厚岸町の制度につきましては、太陽光発電システムを受注できる町内業者が現在のところ数社程度であり、再生可能エネルギーの普及促進を目的とするため、施工業者については町内に限定しないこととしておりますが、この制度による効果がより広く町内に行き渡るよう、現金支給による支援ではなく、厚岸町商工会が発行する町内で使用できる商品券をもって支給する制度としております。

次に、実施しようとするときの財源は、どのようになるのかについてであります。厚岸町が行う住宅用太陽光発電システムの設置に対する奨励制度は、1キロワット当たり3万円で15万円を上限にして、当該予算では奨励金として10件分の150万円と厚岸町商工会が発行する商品券の印刷代にかかわる助成として9万4,000円、合わせて159万4,000円を計上しておりますが、財源については全額一般財源での対応となっております。

続いて、3点目の下水道ミックス事業についてのうち、初めに厚岸町衛生センターで処理しているし尿を厚岸終末処理場で処理するミックス事業について、いつごろの実施になるのかと、実施までのおおよそのスケジュールと検討内容はどのようになっているのかについてであります。ご質問のミックス事業は、豊かな自然環境を守り、快適な生活環境を実現する上で欠かせない公共下水道や農漁業集落排水、合併処理浄化槽など、国の各省庁が管轄する生活排水処理施設の共通性に着目し、これらの施設を共有・共同化して整備することで生活排水処理の効率化を図ることを目的に制度化された事業で、正式な事業名を汚水処理施設共同整備事業と言います。

この汚水処理施設共同整備事業は、各省庁の垣根を越えて実現したことから、省庁間の知識を集約した制度という意味の英語の頭文字、M (エム)、I (アイ)、C (シー)、S (エス) をとって、通称ミックス事業と呼ばれております。

ミックス事業については、下水道や簡易水洗トイレの普及に伴い、し尿量が年々減少し、希釈されてきているために、町衛生センターの処理が著しく困難になってきていること、さらに、施設の老朽化も進んでいることなどから、これまでの議会でも予算審議の中で、下水終末処理場にし尿等を投入して一元処理できないのかとのご質問をいただき、検討中であるとお答えしておりましたが、今後も人口減少や下水道の普及などに伴い、衛生センターの運転はますます困難になることから、衛生センターにかかわる効率的な汚水処理方式であるミックス事業の導入が必要と判断し、このほど、第5期厚岸町総合計画の第4次実施計画に位置づけたところであります。

実施のめどとおおよそのスケジュールについては、平成25年度にミックス事業導入にかかわる実施方針と事業計画を作成し、国の事業採択に向けて北海道との協議を進め、26年度全般の採択を目指してまいります。事業採択後は、下水道事業の認可変更手続を行

うとともに、終末処理場でし尿と浄化槽汚泥を処理するための施設について調査と実施設計を行い、27年度と28年度の2カ年で施設を建設し、29年度からの供用開始を目指す予定であります。

検討内容であります。ミックス事業の検討に当たっては、1案として、し尿等を現行どおり衛生センターで処理する方式、2案として、し尿等を終末処理場の水処理系統に投入して処理する水処理系方式、3案として、し尿等を水処理系統ではなく、汚泥の処理系統に投入して処理する汚泥処理系方式の三つの案において、北海道が作成したミックス事業ガイドラインなどを参考に、施設の建設と維持管理費の両面から比較検討をいたしました。

1案では、衛生センターの改築が必要であり、建設費は約7億1,000万円です。2案では、投入するし尿等から夾雑物を取り除くなどの一次処理を行う前処理施設と、し尿等の濃度と投入量を調整する流量調整槽などを設けることになり、建設費は約5億4,000万円、3案では、前処理施設と、し尿等と下水道汚泥を均一に混ぜ合わせる汚泥混合層などが必要になり、建設費は約7億3,000万円です。

また、年間の維持管理費は、1案では約5,600万円、2案では約1,550万円、3案では約1,950万円と見込まれます。

なお、1案については、自治体単独で建設する場合の補助事業がないため、起債と一般財源での建設となります。2案と3案については、前処理施設、流量調整槽、汚泥混合槽などが補助対象施設として、事業費の2分の1の補助が受けられる見込みです。

以上のことから、2案の水処理系方式が最も経済的であり、この方式により、ミックス事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、実施しようとするときのおよその事業費と財源は、どのようになるのかについてであります。全体事業費は、およそ5億8,000万円、このうち施設建設費が先ほど申し上げたとおり5億4,000万円、そのほか調査・設計費等で4,000万円です。

財源については、全体事業費の2分の1の2億9,000万円は国からの補助金、残りの2億9,000万円は下水道事業債と一般財源で賄う予定であります。

なお、下水道事業債のおよそ44パーセントが交付税措置される見込みです。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 質問の1の厚岸町長選について、町長の腹づもりをようやく聞けることができました。私も議員の一員として町政運営に当たって町長とともに協力し合って、よりよい町財政運営をしていけるように町民の負託に応えられるように一生懸命私も努力しますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の太陽光発電の補助についてであります。私が質問通告書を出した後に新聞等で、3月1日に内容等の案が出されました。そこで、別な角度からお聞きをしたいと思ひます。この15万円の限度というふうに決めた限度額の考えたをもう一度お聞きしたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、前段の質問についての答弁をさせていただきます。

先ほど表明をさせていただいたわけでありまして、竹田議員から、さらに力強いお言葉をいただきました。今日の厳しい厚岸町の地方行財政を迎えるに当たって、決意も新たにしっかりと町政を推進していかなければならない。町民の要望に応えるべき使命と責任のある立場として、頑張っていかなければならないと、そのように考えておるわけでありまして、7月12日までが私の任期であります。あとわずか4カ月に相なったわけでありまして、この期間中はもちろんでありますと同時に、4選を果たした場合においても、今、申し上げたことを心に得ながらしっかりと厚岸町のまちづくりに当たってまいりたい、そのように考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思いません。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のほうから、支援に当たっての上限額15万円の設定についての考え方でございますが、町長からの1回目の答弁の中でもございましたけれども、竹田議員のほうから21年12月に質問された以降、管内の状況もいろいろ調べさせていただいておりました。管内の昨年24年度までの状況から申しますと、釧路市におかれましては上限15万円、1キロワット当たり5万円ということで上限15万円。浜中町については1キロワット当たり4万円で20万円、弟子屈町は1キロワット当たり3万円で上限15万円、鶴居につきましては1キロワット当たり7万円、上限21万円という、それぞれの町によっていろいろな設定の仕方がございます。

あわせて国の住宅用に対する助成につきましても調べさせていただいておりましたが、ずっと21年度、22年度というのは、国のほうも1キロワット当たり7万円の補助金を出していたわけなんです。それが23年度には4万8,000円に落ちたと。それと現在24年についてはその設置するものによりますけれども3万円、あるいは3万5,000円ということで、年々補助金の額も下がってきているという状況でございます。

そういった中で、厚岸町が上限をどのぐらいを設定しようかということで、いろいろ検討をさせていただきましたけれども、この中では町の財政事情の部分が当然判断基準になるという部分では、厚岸町としましては管内では一番低いところで、釧路市と弟子屈町は15万円ということですから、それを下回るわけにはいかないだろうと、厳しい財政事情であっても、こういった再生可能エネルギーを普及させていくという考え方では、この15万円に設定をさせていただいてと。

それで、実はことし提案を上程させていただいております制度の部分につきましても、25年度とう制度設定をさせていただいております。ですから、26年度につきましては、25年度のその運用状況を見ながら改めて検討をするという考え方を持っておりますので、そういったことも含めて制度の走りにつきましては15万円で走っていこうということで検討をさせていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 業者の選定をということでお聞きしようと思っていたのですが、実は。業者の選定をしないという町長のお答えでしたので、答弁によりますと、10件分の150万円と厚岸町商工会が発行する商品券の印刷代で159万4,000円を計上していると。お支払いを現金支給ということじゃないということで、この部分、町内限定すると業者が限られているということなので、それを私も調べて数少ない業者がIDという取得を取っている自分の会社はそのメーカーからある程度の工事を行ってもいいですよという、その許可をいただく講習を受けて、さらに、そのメーカーから工事をしてもいいという承諾書の交わした文書等と、それから証書をいただかなければ工事ができないという、そういう一つの面倒さがあります。そこにおいて業者がどれだけいるのかというと、本当に数少ない。メーカー、メーカーごとに一つ一つのIDを取らなければ、一つのIDを取ることによって他者のメーカーができないという、そういう複雑さもID取得の中の面倒くさい部分もあります。

例えば、パナソニックであればパナソニックのID、リクシルであればリクシルのID、三菱であれば三菱というふうに、今、7社か8社がこぞってこの太陽光を世に出しておりますけれども、中国産、韓国産もそれぞれありますけれども、今、日本国内で出回っているのかその数でないかというふうに思われています。となると、1社の会社が7件のIDを取得しなければできないという形になってしまうので、大変なIDの取得になるというわけですよ。その中で、町内だけでこのIDを取った一つのメーカーだけを選定することもできない。お客様がどここのメーカーと言ってしまえば、そのメーカーを使わなければならない。となると、厚岸町でそのメーカーのIDを取っている会社がどれだけいるのかというと、1件もないとなった場合は、当然せっかくの補助金を出すという形をとっても、町内でそのメーカーを業者限定されると工事ができないというふうになってしまうというおそれもあるということは、よく勉強させていただきました。

その中で今回、町内業者がやらなくても町内の人たちに多くのメリット性があるというこの商品券の方法をとったということは、大変もうすばらしいことだったなというふうに思いました。それはそれとして、もう一つその商品券の考えに至った経緯というのですか、僕はそういうふうにしてとらえておったのですが、町の考え方をもう一度聞かせていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この支援制度を検討するに当たって、いろいろ町内の状況、受注できる業者がどれほどあるのかということも調べさせていただきました。今、ご質問者言われたような状況も、私もその調査の中初めてわかったわけでございます。そういった限られた業者さんに今現状はなるという中で、この制度を本来からいくと地元企業を育成するという上では、町内業者に選定するのは本当は好ましいわけでございますけれども、こういった支援制度を立ち上げた際に、その受注できる業者が本当

にごく一部だとすれば、これは公平性に欠けるというような指摘も受けかねないなというような思いもありましたし、この制度を走らせることによって、今までそのIDというものを持っていない業者の方が、この制度をきっかけにしながら町内での普及が進めば、自分のところでも取ろうかという業者も増えてくるかもしれません。そういった状況を踏まえて、この制度というのは変えていくことも可能だとするならば、走りの段階は町内限定をせずに、本来この制度を走らせようと思った再生可能エネルギーを厚岸町内で普及させようという目的であれば、町内に限定をしないということで、まず走らせていこうかと。

ただ、町長の1回目の答弁にもありましたけれども、一般財源でございます。町民の税金から出すということでは、太陽光発電システムを設置する町民の方だけに、その恩恵が行くということではなくて、その効果が広く厚岸町に回る方法ということで検討をさせていただいて、厚岸町内で使用できる商品券をもって支援することがもより厚岸町に対する波及効果も見れるということで、こういう設定にさせていただいたということでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 この事業自体は環境にも優しく、なおかつ財源はなかなか厳しいという、一長一短あるという事業なんですけれども、後世に残す大変素晴らしい事業なので、今後とも来年、再来年というそういう意欲を持ちながら、できる限り長く続けていってほしいという町民なりの要望があるのですけれども、その考え方を最後にお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この制度を創設するというところでございますので、これが関連的な予算も可決いただければ、4月から町民の皆様のほうにこの制度を周知しながら、ぜひ町内での再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みを進めていきたいなというふうにも思っております。その25年度の状況を踏まえて、26年度以降この制度設定にも検討を加えていきたいなというふうに思っているところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 3番目なんですけれども、このミックス事業についてお聞きしたい思います。このミックス事業を開始したときに、門静に今現在あります衛生センターでの費用のウエートというのですか、その部分がどのぐらいの削減できるのかという部分をお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（大崎課長） ただいまのご質問であります、ミックス事業が開始された場合、どのぐらいの削減になるかというご質問でありますけれども、あくまでも試算ということで聞いていただければと思います。

当初予算で管理費と、それから委託料、この2本立てでし尿処理しておりますけれども、25年ベースで7,851万5,000円の管理費、それから委託料含めて予算化してございます。これがミックス事業を開始するといたしますと、約5,535万5,000円ほど削減されるということでありまして、あと残り2,316万円ほど、これにつきましては収集業務がまだ残っていますので、2,316万円ほど残るとということで、5,535万5,000円ほど削減になるということでございます。

- 議長（音喜多議員） 8番議員、昼からにしたいですけれども、いいですか、終わりますか。

8番、竹田議員。

- 竹田議員 わかりました。終わります。

- 議長（音喜多議員） 全ていいですか。

- 竹田議員 はい。

- 議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩します。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

9番、南谷議員の一般質問から始めます。

9番、南谷議員。

- 南谷議員 さきに通告してあります3点について質問をいたします。

まず、1点目でございます。

本町の基幹産業酪農施策について伺います。

安倍首相は、28日の衆議院予算委員会で、TPP参加による農業への営業について、単純にだめと考えるのではなく可能性をつくるのが政府の責任だと述べ、農業支援に全力で取り組む姿勢を強調しました。聖域なき関税撤廃が前提でないことが、オバマ大統領との話し合いで明確になったとして、また、全国世論調査参加支持率というのですか63%を追い風に、近々TPP交渉参加表明がまさになされようとしております。

私は、本町の産業構造からして、水産、酪農業に計り知れない影響を及ぼすTPP参加は断固反対であります。若狭町長も既に反対表明をされ、行動をされておられますが、

町長は、現状を踏まえＴＰＰ交渉参加問題をどのように対応されていかれるのかお伺いをさせていただきます。

次に、酪農業の将来ビジョンについて伺います。

私は、聖域なき関税撤廃のＴＰＰは断固反対であります。ＴＰＰ反対だ、反対だ、だけではいけないと考えます。眼前のＴＰＰにはしっかり対応すべきと考えます。その上で、今だからこそ本町の基幹産業である酪農業の将来を見据え、発展させるための将来ビジョンが大切であると考えますので、酪農業の将来ビジョンを、どのようにとらえておられるのかお尋ねをいたします。

３点目でございますが、今、アメリカやオーストラリアなど世界に対抗できる通用する酪農業がまさに求められております。酪農業の将来を考え、産業振興課スタッフのエキスパート化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

２点目でございます。

町立厚岸病院の医師体制について質問いたします。

町立病院は平成24年４月１日に、病床再編を行い３階を介護老人保健施設として経営改善に努められ、現在、常勤内科医２名、外科１名、小児科１名の４名と１名の非常勤医師の補填で運営がなされております。現状を踏まえ、今後の医師体制の見込みについてお伺いをいたします。

また、救急医療体制と外科診療体制の見通しについてお尋ねをさせていただきます。

さらには、医師確保の取り組みは若狭町長一生懸命努力されておるとは思いますが、どのようにされておられるのかお尋ねをいたします。

医師給与の実態はどのようになっているのか、私は、安定した医師確保を考慮し、給与改善を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

教育活動について質問いたします。

厚岸町第５期総合計画、この計画書でございます。議員の皆さんに既に配付がなされておるとは思いますが、2010年から2019年までの10カ年の計画書でございますが、そのうち３年が過ぎました。本計画書の第４章、個性と感性がひらめく充実をうたい、第１節、学校教育、施策の展開方向として教職員の研修充実が掲げられております。この教育職員の研修の充実、この３年の実績と今後の施策展開についてお伺いをいたします。

次に、心と体の教育の充実のうち、心の教育の推進、これにつきましては道徳教育を中心として、集団とのかかわりや全ての教育活動を通して自他の生命や人権を尊重する厚生労働省、思いやりの心など、豊かな心を育てると目標を掲げていますが、その具体的な取り組み、内容についてお伺いをいたしまして、１回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） ９番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

１点目の酪農施策についてのうち、初めにＴＰＰ交渉参加問題を踏まえ、どのような対応をされますかについてであります。去る２月23日に行われた日米首脳会談後の記者会見において、安倍首相は、ＴＰＰでは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったとし、さらに交渉に参加するかどうかについては、なるべく早い段階で決断し

た旨表明され、その後2月28日の第183回国会における施政方針演説においても、今後、政府の責任において、交渉参加について判断すると述べるなど、前のめりの発言が続いております。

今後の交渉参加については、聖域なき関税撤廃が前提でないとしても、重要品目の全てが関税撤廃の対象から除外されるのか、食の安全、医療、公共事業などへの影響はどのようなのか、といった具体的な情報がない中で、T P Pへの参加は、農業と漁業を基幹産業とする厚岸町に計り知れない影響を及ぼすものであり、南谷議員からの意思表示があったとおり、私もこれまで同様に、T P P交渉への参加には断固反対という考えには変わりはありません。

私としては、今回の首脳会談以降の経過から、この問題はさらに予断を許さないものになったという強い危機感を持って受けとめておりますので、関係団体と連携しながら、今後のT P P交渉参加阻止に向けた取り組みに積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、本町の酪農業将来ビジョンをどのようにとらえていますかについてであります。厚岸町の基幹産業の一翼である酪農は、T P P問題などの経済の国際化の影響が大きく、先行き不安や不透明感に加え、生産者の高齢化と後継者不足などにより、農家戸数の減少が続いております。反面、酪農経営の継続と安定に向け、生産コストの低減と労働の省力化を図るため、経営規模の拡大と施設整備により大規模化を進めてきたところであり、農地についても、経営規模の拡大に伴い、集積と流動化が図られてきたところでもあります。

しかし、今後、地域に新たな離農者が生じた際には、周辺の個別農家で離農跡地を吸収できる限界が来ており、買い手や借り手がない耕作放棄地の発生が懸念される状況にあります。

こうしたことは、農家戸数がますます減少することにより、生乳生産量の減少や関連業者の減少にもつながり、さらには耕作放棄地が増加して、生活環境も悪化し、最終的には地域が衰退するという悪循環を招くこととなります。

釧路太田農協では、こうした事態を回避するため、平成24年度に農家と農協の将来ビジョンとして、地域農業振興計画を策定し、その中で、未来につなぐ豊かな酪農のふるさとづくりを基本目標に、さまざまな振興方策が立てられています。

具体的な目標としては、生乳生産量を6万5,000トンから8万トンに増産し、平均農業所得額は1,350万円から2,000万円を目指すとし、取り組みを進めており、これとあわせて、重点的な課題として、担い手の確保対策が掲げられ、現在、その取り組みの強化を図っているところであります。

また、トライベツ地区のTMRセンターの取り組みも、地域の存続の道を探る中で、農家の減少を食いとめる対策の必要性から取り組まれているものであり、こうしたことから、本町の酪農業の存続のためには、T P Pの問題とは別に、担い手の確保対策が、現在の重点課題の一つと考えているところであります。

次に、酪農業の将来を考え、産業振興課スタッフのエキスパート化が必要と考えますが、いかがですかについてであります。私は、産業振興課スタッフにかかわらず、全ての職員がさまざまな業務において、専門的な知識や幅広い視野を持ち、前例にとらわ

れない柔軟な発想力と高いハードルにも臆することなく挑んでいく行動力を持った、町民にとっても組織にとってもプラスとなる真に人材と呼べる職員を、今以上に育てていかなければならないと考えております。

ご質問の酪農業にかかわる産業振興課スタッフについては、確かに牛に関すること、土づくり、草づくりに関すること、伝染病に関する事など、専門的な知識を要求される場合も多くありますが、農業に関しては農協を初め、農業改良普及センターや農業共済組合、農業試験場などの専門機関が整備されており、その他にも、各機関の職員で構成する厚岸町農業技術者連絡協議会も設置されており、農業技術に関する事の研修や協議を通して、助言や指導を受けることができる体制が整っております。

今後も、これら専門機関と連携しながら、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

続いて、2点目の町立厚岸病院の医師体制についてのうち、初めに、今後の医師体制の見込みについてであります。本年4月以降については、現時点での見込みではありますが、現在の常勤医師4名体制のうち、内科では医師2名から1目増の3名体制に、小児科は引き続き佐々木院長の診療となり、全体で常勤医師4名体制には変更なくスタートとなる予定です。

しかし、外科については。これまでの勤務の常勤医師が退職し、その補充の見込みが立っていない状況にあります。以前から、佐々木院長や私みずからも支援要請を行ってまいりました公益社団法人地域医療振興協会から、2月末になって、毎週数日の非常勤医師による外来診療支援を決定した旨の知らせがあり、支援日など具体的な調整を急がせているところであります。

次に、救急医療体制と外科の診療体制の見通しについてであります。当院における24時間救急医療体制を維持するためには、常勤医師での対応のほか、非常勤医師による支援体制も必要であり、今後においても医科大学や関係医療機関からの医師派遣を受け、救急医療体制を維持してまいります。

なお、現時点では、常勤の外科医師が不在となり非常勤での支援となるため、交通外傷など外科的処置が十分に行えない日が想定されていることから、釧路市内の総合病院に適切に紹介できるよう、一層の病病連携を図ってまいります。

また、外科医師の確保については、既に北海道大学医学部への派遣継続の要請とあわせ、北海道や関係医療機関への申し出を行い、去る2月18日には、私と佐々木院長とで、北海道大学医学部を訪問し、直接に派遣継続のお願いをしてまいりましたが、医局での医師不足は一層深刻で、常勤医師としての派遣はできない旨の回答を受けたところであります。ただし、非常勤としての定期支援は、これまでと同様に継続していただける旨の回答もあったことで、今後においても連携を密にし、常勤での医師派遣を受けられるよう、粘り強く要請を継続してまいります。

次に、医師確保の取り組みは、どのようにされていますかについてであります。当町のように地域医療、へき地医療を提供している市町村は、全てにおいて医師不足が深刻で、常勤医師体制の確立には大変苦慮しているのが現状であります。

そうした取り組みとしては、機会あるごとに北海道に出向いての派遣要請を初め、医科大学や関係医療機関などに対しても、私や佐々木院長が直接派遣要請を行ってきたほ

か、民間医師紹介事業者からのあっせんなどがありますが、これまでと同様に、常勤医師確保に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、医師給与の実態はどのようになっていますか。また、医師確保を考慮し、給与改善を図るべきと考えていますが、いかがかについてであります。当院における医師の給与形態は情報入手可能な範囲で総体的に申しますと、ほぼ中間程度と押さえておりますが、実態としての把握では、特に民間病院などは医師確保の観点から公表しておらず、比較は難しいところがあります。

また、給与改善を図るべきとの視点では、継続勤務の常勤医師とのバランスを十分に考慮した上で、交代派遣される若い医師の確保に向け、現規定の範囲内で処遇改善を図ったところであります。

今後においても医師確保を継続して行うには、給与を含め医師処遇改善が大きな要素となっておりますので、近隣病院を初め、北海道全体の情報も入手、比較して、適切に対処してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、医師体制の維持・確保は、地域医療を提供する責任者として、さらにはまちづくりを進める上で最も重要であると認識しておりますので、関係機関との連携を密に、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

3点目の教育活動の充実については、教育長からお答えがございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 続きまして、私からは、3の教育活動の充実についてお答えいたします。

まず、(1)の厚岸町第5期総合計画が3年経過しますが、その実績と今後の施策展開についてのア、教職員の研修充実についてですが、教員には教育基本法や教育公務員特例法で、自己の崇高な使命や職責遂行のために、絶えず研修と修養に努めることが規定されています。学校教育の質を保証するためには、そこでの教育を直接担う教員の資質能力の向上が不可欠であり、教員自身にみずからの資質能力の向上に向けた主体的な取り組みが求められるというものであります。各学校では、教員個人のレベルアップとともに、教員集団全体のレベルアップを図るため、校内研修を活性化させる取り組みを行っています。研修主任を中心に研究の方向とビジョンを描き、研究テーマを設定するなどして、実践的、理論的な異議や意味を明確にし、全教職員に伝えることにより、学び合う集団づくりを意図する研修に取り組んでおります。その成果として、例年は1校だけであった、公開研究発表会が25年度は4校で開催予定となり、真摯に研究に取り組む姿勢があらわれてきていると思います。

一方、各種研究会や研修会への参加促進にも努めております。本年1月には、釧路教育局の指導主事を講師に招聘して、教員授業力向上研修会を町立研究所と連携して開催し、若手教員を中心に27名の参加者があり、実践的な研修会となりました。また、管内や道内への研修会へも積極的に参加しており、教育委員会といたしましても、学び続ける教員の育成のため、学校への支援体制の充実整備を推進してまいります。

続いて、イ、心の教育の推進において、道徳教育を中心として、集団とのかかわりや

全ての教育活動を通して自他の生命や人権を尊重する心、思いやりの心など豊かな心を育てるとの目標を掲げていますが、その具体的な取り組み内容についてですが、教育基本法に教育の目標として人格の完成を目指すことが示されており、人格の完成には、豊かな心の育成が重要となることから、それに基づいて道徳教育が行われております。道徳教育は、道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行われるもので、道徳の時間がかなめとなるためには、道徳の時間以外で行われる道徳教育を充実させることが重要となります。そのため、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行っております。

例えば、生活科の公共施設の学習では規範意識について、体育のボールゲームでは規則尊重について、また、社会科の廃棄物処理の学習では公德心などについて考える学習をするなど、学校教育全体を通して、主として道徳的実践の指導を行い、道徳の時間に道徳的実践の育成を養うことを目標に取り組んでおります。各学校では、道徳教育のねらいを達成するために年間35時間、副読本や自作資料を用いて道徳の授業を行っております。ある学校では「よりよい集団をつくるために」をテーマに、保護者を交えての全校道徳を行いました。また、ある学校では、校長先生など担任以外の先生も道徳の授業を行うなど、子ども達に多様な価値観が身につくよう工夫しております。

道徳的実践力は、目に見えないものであり、1時間授業だけで心情が育ったか、態度が養われたかを評価するのは極めて難しいとされますが、今後とも継続した指導を通して、道徳的実践力を着実に養い、豊かな心の育成に努めてまいります。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 まず、酪農業のビジョンについてお尋ねいたします。

釧路太田農協の平成16年の酪農家戸数105戸で、生乳生産量が6万5,000トン、このときの販売高が56億円で、昨年の実態は23年度末で農家戸数が92戸、生産量が6万4,825トン、この販売高が49億7,384万8,000円、この数字を比較いたしますと、酪農家戸数が12.4%減少しておりますし、年々若干ですけれども農家戸数というのは減少の一途をたどっております。しかしながら、生産乳量がこの時点でこの16年から23年の比較では1%減。その分1戸当たりの搾乳量が経営努力で頑張っているのかなという数字が顕著に出ておりますし、先ほどの答弁でもそのようなご答弁でございましたけれども、確かに釧路太田農協さんのほうにも私も行って聞いてまいりました。今日の太田農協の将来を見据えた計画書というものを地域農業振興計画、未来につなぐ酪農の里づくりということで、平成24年から平成33年までの10カ年の酪農の将来のあり方というものについて聞いてまいりました。

目標値を定め、平成33年までの目標値、酪農家戸数80戸、生産乳量8万トン、そして関連人口が1,200人、この数字には農協の職員とか多くの酪農家だけではない数字なんだそうなのですが、そして、その1軒当たりの経営収入も上げていきたいということで、努力をなさっておるということでございますが、そこで、二つほどお尋ねをさせていただきたいと存じます。

酪農家戸数の維持増加を図るべきと、私も考えておるわけでございますが、そのためには、後継者対策や特に新規農家誘致のための対策というものが必要であります。本町も新規就農者誘致条例を制定しております。この条例は、平成3年に施行以来、地域の就農者が4軒あったそうで、平成14年以来ゼロだそうでございます。この条例を担当課へ行っていただいたのですけれども、この条例を見させていただきました。そうしましたら、当時の改定から平成3年以来余り変わっていないのですね、この制度、仕組みが。そうしますと、現在新規就農、どの町村も、どの産業も頑張っているのですけれども、例えば借入利率なんですけれども、この条例を制定したとき3.5%でした。今日、改作するための新規誘致の条例が設立当時のままなんですよ。この3.5%で優遇しますよといったって、市場の金利と大した変わらないんですよ。これではまずいと思うのですよ。さらには、その実態に合った誘致をする姿勢を見せるためには、やはりこの条例を再考する、誘致を新規の皆さんでも後継者対策でも使えるような見直しが必要ではないのかなと、検討してはいかがでしょうか。まず、これ1点目お伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 新規就農者の誘致条例ということで、今、お話がありましたとおり厚岸町では4軒、この条例でもって対応をしたということでございますけれども、平成18年以降、確かにございません。それで、この制度を、今、この条例で利率の部分でいっているのは、リース料の2分の1を助成しますと。それからそういったものを5年間やって、国から5年間公社の事業に乗らないと対象になりませんので、その分を5年間いただいて、残った分を最終的に借り入れをするという形になります。そのときに借りるその資金なんですけれども、実は平成19年くらいからそういったものに対応する、資金は幾つかあるのですけれども、今、使う資金としてはL資金という資金が一般的な資金で、それ使われています。一番使いやすいというふうなことであります。その資金が、その貸付利率を平成19年から3年間くらいは償還期間が20年だったら20年ずっと無利子という形になっています。その後平成22年くらいから今度は5年間分無利子ということで、制度が運用されております。それは今も無利子ということで運用されておまして、今、そういったこの条例でもって対応をするというふうになると、実際は利子は5年間は無利子ということで、借り入れられるというような状況になっています。

今、希望者というのは、今までは余りそういった話というのはなかったのですが、去年から農協と農業委員会のほうでもって、農業人フェアというものに東京に行ったり、札幌に行ったりして対応していますけれども、そういった中で、今、お話が来ている農家が現実にはいらっしゃいます。それと、今、研修をしている新しくそういった方もいらっしゃいます。ですので、そういう方々が実際に、今、対応しようとする、そのL資金でいけば無利子というような形で対応できるのかなというふうに思っています。

ただ、そういったことが、それ毎年毎年の制度でもって延長されている制度なものですから、それらの対応がそういったことにならないような状況になる場合はおっしゃるように、こういった条例の改正も考えていかなければいけないのかなというふうに考え

ております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 単に、もう資金運用ができるよということなんでしょうけれども、私は、やはり本町の酪農業を考えると、19年に設定して、そっちで運用できるからということではなくて、その制度そのものを条例でせっかく定めているそういう活用をなさいたいというものでは、やはり再度検討する必要があると思うのですよ、私は、実態に合ったように。もう少し魅力をもってこれを活用できるような、何がということではなくて、細かい部分は現状でこうだからいいよというのであれば、それはそれでいいのですけれども、当時設立したままの状況で置くというのは私はいかがなものかなと。やはり文言で誘致に努めますよなんて言ってたって、実態に使いにくい部分であれば、やはり使えるようなものを私は考える。おたくらはプロなわけだから、一考すべきだと私は思います。

2点目でございますけれども、酪農家の皆さん、隣の家がどうしても距離があります。それで、だんだんだんだん酪農家も増えてきて、その耕作面積も広くなるわけでございますから、地域としてその農家戸数も減ってくると。そうした中で、やはり地域の皆さんのコミュニティーの結束というのですか、家族同士の結束、これらが地域として人口が少なくなっていく中で、太田地区、尾幌地区、それぞれの地域の中でしっかりと将来の酪農家を育てていくためには、コミュニティーの支援というものが、そういう取り組みというのは私は大事だと思うのですよ。細かい部分はいいのですけれども、将来に向けて、例えば太田公民館の改修なんかもしていくと、それもやはり一つの私は対策だと思うし、地域でのコミュニケーションがとれるようなコミュニティーの結束を、町としても支援をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今、太田の公民館の改築の話も出ておりますけれども、そういった、今、地域のほうと、地元のほうとお話をしているのは、そういう施設の要望を受けてそういった中で、そこがどういう活用がされるのか、どういう活動をしたいかというふうなことを去年からずっとお話をさせていただいてきております。そういった中で、やっぱり地域のいろいろな段階で、高齢者の方もいますし、小さい子どもさんもいますし、それから、今、そういった実際にそこで、今、ばりばりに働いている方もいらっしゃる。そういうそれぞれの年齢の違う中で、いろいろな活用をしたいというふうなお話はいただいております、そういうものもコミュニティーのためには必要なものだというので、今計画の整理を進めております。

それとは別に、新規就農の部分では、地域で新しい人を受け入れるというような地域でもって受け入れるという、そういった考え方というか、そういう思いがないと、新しい人はそこにぽつと入って、皆さんの協力がなければそこで酪農をしていくことはできないんだと思います。やっぱりそういった意味では、12月のときにもお話ししておりますけれども、関係者全てが組織の中に入ってもらって、その受け入れる受け

入れ態勢をいろいろ協議検討ができるような組織が必要だなというふうに思っております。そういった組織も新年度にはつくっていきたいということで考えておりますけれども、そういう全体的ないろいろな取り組みの中で、その地域を維持していくというようなことにつながっていけばいいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 次に参ります。

医師の体制の見込みと医師確保についてお尋ねをいたします。

厚岸町だけではなくて地方の病院、どこでも医師不足で厳しい状況の中にあると。こうした中で、若狭町長、佐々木院長みずから出向いて、新たな医師の招聘に努力をされているということはよくわかったのですけれども、その行為に対しまして敬意を表する次第でございます。

そこで、お尋ねをいたしますが、緊急医療体制と外科の診療体制について、改めて伺いたいと思いますが、実は、ごく最近の土曜日、3時ころだと思うのですが、私の妹が転んで右手首を骨折、その時点ではわからなかったのですけれども、結果的に骨折だったので、町立病院のほうに診察していただきたいということで、前もって電話を入れました。そうしましたら看護師さんのほうから、現在内科医の当直なので、東北北海道病院のほうを推薦をしてくれたのですよ。実は私は家内からその話を聞きまして、非常に何とも言えない気持ちになったのですね。厚岸に町立病院があつてという思いでいたのですけれども、冷静になって考えてみますと、むしろ状況がわからない、骨折ではないのかなというこの不安定の中だったのですけれども、むしろ看護師さんのその推薦は親切のかなと考えまして、釧路に出向きました。現状の医師の人数ではただいまのご答弁では、外科医は常勤ではなくて、見通しとして非常勤で対応されると。それで現行の人数の体制をクリアしていただけるということなのでしょうけれども、まずその辺、再度確認をさせていただきます。その町立病院の立ち位置というのですか、釧路の大きな病院と厚岸町立病院の診療体制、それから緊急医療の体制について簡潔にご答弁願います。

●議長（音喜多議員） 町立病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず、最初の東北北海道病院云々というお話がありましたけれども、町立病院は内科、外科、小児科が基本でありますけれども、外科といっても、腹部外科ですので、こういった整形の対応というのは町立病院で対応するよりも、明らかにこれはという場合は釧路の専門科に紹介するほうが効果的、あるいはスピーディー早いということもあるというふうに思いますけれども、そういった中では今の体制の中で、いろいろな疾病に全て対応できるということにはならないということは、まず1点あります。今の体制は内科が2名、それから外科が1名、小児科が1名でありますけれども、4月からの体制ということで、確認ということですが、内科については1名増員が決まりました。3名体制になるということで、昨年4月から1名減のところに戻るといふ体制です。それから小児科につきましては、今、1回目の答弁でもありました

とおり、佐々木院長がそのまま勤務するということでもあります。ただし外科につきましては、1名勤務されていた常勤の医師が退職するというので、結果的に4名体制には変わりはありませんけれども、外科が減って内科が増員という体制であります。

この救急体制についてというお話でしたので、そこにも触れさせていただきたいと思いますが、前段申し上げましたとおり、町立病院の中で腹部外科を含めた外科一般の診療部門について、従来の病院の中で完結できる医療というのは、もう既に、今、体制が1人外科ですので、望めないということでは数年来から釧路市内の総合病院と緊密な連携を図りながら、スピーディーな転送、紹介というものを心がけるようにしております。今後も外科の常勤は体制は崩れますが、非常勤の数日間の体制をもって補充しつつ、必要な患者については釧路市内の大きな専門科につなぐと、そういう体制維持をしていくと。

それから、内科も外科の患者さんにつきましても、数年来大きな手術というのはできておりませんので、内科的な患者、それから整形的な患者が多く含まれております。そういった患者については、うちの内科体制につきましても、総合診療科ということで基本しておりますので、内科でも十分吸収できる患者さんもたくさんおりますので、ここは内科のほうで見ながら、専門科については釧路市内の総合病院と連携するという体制をとりつつ、患者さんに不安のないような対応をとってまいりたいと考えてございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 ただいま答弁で実態はわかったのですが、町長、あれですね、私は、やはり将来外科医が専従できるような、なお一層の努力をしていかないと、せっかくの病院がもったいないのではないのかと。町民も外科医の常勤医師というものを切望していると思いますよ。こういう努力もしっかりしていただきたいと思います。

さらには、条例で給与の範囲内で近隣町村とも中間ぐらいだと言うのですが、民間と比べて、今、パソコンで見ますと厚岸町の病院の報酬とか、そういうものはすぐ見れる時代ですよ。お金が全てではないんですけども、条例改正も含めて安定した医師確保のための対策のためには、給与を改定も含めた一考を要するのではないのか、そういう時期に来ているのかなと、そういう思いがするんですが、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

医師の確保、大変であります。私も町長になりましてから12年たちます。この間、町政の課題いろいろございました。その中でも町民の命と健康を守る町立病院の医師確保、日々悩み、苦労をしながら確保に奔走をしてまいりました。しかしながら、今、ご指摘がございましたとおり医師の確保が、できれば6人いればなという感じの中でおったわけではありますが、ご指摘のあったとおりであります。まことに私も努力足らずと思うわけではありますが、しかしながら各自治体、今、北海道には市町村立病院が89病院ありま

す。その中で、必要な医師の数といいますのは、不足分1,075人なのです。そういう中で何とか厚岸にという願いを込めて努力をさせていただいております。

現行において3名体制から4名体制、さらには、できれば5名体制、さらには専門医の外科を置きたいということで、今、最善の努力をさせていただいております。釧路、根室が全道的に見ても医師不足であります。それは地域性もあるでありましょうけれども、やはり医師が当地域において、根室地域においても余り極端に言いますと、行きたがらないというような状況もあるわけであります。人口10万人に対しまして、医師の数が一番多いのは、やはり札幌なんです、264人。旭川医大があります上川中部310人、しかし、釧路160人。さらに低くて根室94人です。この実態を何とか打破をしたい、厚岸町立病院ならず、精魂上げて今運動を展開をしているわけであります。

そこで、私は昔を思い出して、田中内閣時代であります。これは私見であります、北海道に国立病院を誘致すべきであるということで、旭川と釧路市が手を挙げて争った経緯があります。その中で残念なことに、旭川に決定をいたしました。私といたしまして当時何とか釧路にという運動を手がけた1人として、この広域北海道に画一的な全道的な国立病院を設置をするということは、都道府県に一つという考えであったわけあります。その結果、旭川に決定をいたしました。私は何と釧路に国立病院を誘致できないか、今、関係者にお話をさせていただいております。

さらにはまた、それぞれの位置している病院に対しての医大誘致もできないか、既に函館もそういう動きが出ておるわけございまして、そういう中で医師を確保することも大事なことはなかろうかと考えておりますが、いろいろな事情がありますが、しかしながら、町立病院は冒頭申し上げましたとおり、厚岸町の住民の生命と健康を守る大事な病院であります。しっかりとご指摘ありました医師確保についても最大の努力をいたしたい。さらには、また皆さん方におかれましても、どうか医師確保に対する熱意を持ってご支援、ご協力をいただきたいと、そのように考えます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 町長から答弁もらったのでよろしいです。

3番目の子ども達の関係、教育の関係でございますけれども、時間が押していますので、簡潔にご答弁をいただきたいと思っております。

教職員の研修の充実は、私も本当に大事だと思っております。昨年の第一定におきましても、子ども達の学力や体力向上について一般質問をさせていただきました。

私が思うには、先ほどの答弁で非常に丁寧に説明をしていただいたのですが、教師の皆さん、ゆとりの教育の時代から全国レベルの学力テストが実施され、それぞれ学力アップが非常に求められており、また、いじめの問題や体罰が問われるなど、日々教育に手一杯ではないのかなというふうに推察いたします。実際に研修に参加したくても、学校、教師同士のバックアップがなければ、時間がない、余裕がなく、教師の皆さんが参加しにくい、できないのではないのかなと、私はそういう体制づくりをしっかりとしていくべきではと、バックアップを教育委員会としてもすべきではないのかなと、かように考えますが、まず、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（武山室長） ただいまの件にお答えいたします。

確かに近年、児童生徒数の減少に伴い、その影響で学校の小規模化、ひいては教職員数が減り、なかなか外に出づらい、そういう状況があります。しかし、教育委員会といたしましても、校長会等を通じまして年度当初から順番に、どの研修に行く等の指導をして、先生方が出やすいような環境、また、当初計画になかった突発的な研修等も入りますけれども、その場合においても出やすい環境をつくるように教育委員会として、校長・教頭先生にお願いをして、先生方は学び続ける、そういう姿勢を大切にしていけるように物心両面のバックアップを目指していきたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 今日いじめ問題や体罰について、メディアが盛んに取り上げております。道徳教育を取り組んでいかれるという答弁がございましたけれども、1点お尋ねをさせていただきます。

私が道徳教育を学んだ時代、この時代の背景と今日の時代背景、人間関係も世の中大きく変化をしております。私が思うには、道徳教育の取り進めなんですけれども、その内容についてお尋ねをさせていただきます。

復古主義的な押しつけの道徳教育では、子ども達にたちに私は受け入れられないと思うのですよ。一生懸命道徳教育をしますよしますよと言っているんですけども、私が育ったころは多少押しつけられても納得したのですけれども、今日、子ども達の置かれている環境、時代も変わってきた、それでは子ども達は納得しないと思うのですよ。そういう中で、どのようなこれから道徳教育をするのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（武山室長） 道徳教育、豊かな人間性を培う教育だと言われおります。豊かな人間性、例えば美しいものや自然を感動するだとか、正義や公平さを重んじる、あとは他人を理解するなどの豊かな心を育成するものだと言われっております。今、質問者おっしゃられましたとおり、押しつけの教育になってはいけないと言われております。やはり児童生徒と教師がともに考え、ともに探求していくことが前提となります。そのために全教師が学校の道徳の時間の基本方針を十分に踏まえて、共通理解を図りながら指導していかなければならないと思います。

今日、いろいろ言われておりますのは、教師によって指導に差があり過ぎる、そういうことが言われておりますので、まずは学校全体で、学校の道徳教育はどうあるべきかということを全教師で共通理解を行うことが大切だと思います。また、教師みずからの個性を十分に発揮して指導に当たり、そうすることによって子ども達と教師がともに考え、悩み、感動を共有していけるのではないかなど。そのことによって子どもの内面、

心が育っていくのではないかなど、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●南谷議員 はい。

●議長（音喜多議員） 以上で、9番、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、6番、堀議員の一般質問を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 私は、さきに通告しました次の2点について質問いたします。

1点目は、厚岸地域マリンビジョン計画についてであります。

(1) として、昨年12月厚岸漁業協同組合は、みずからが設置開設者となっている地方卸売市場（以下、単に「市場」と言う。）の湖南地区若竹第2埠頭右岸への移転を決定された、このことについて次のことを伺います。

アとして、市場移転に伴う町経済に対する効果はどれだけになると考えているか。

イとして、市場移転の時期は、いつごろになると考えているか。

ウとして、市場移転に伴い、町が道路整備などを行わなければならない事業はあるのか、また、その金額はどのくらいになるのかであります。

(2) は、この市場移転に関して、厚岸漁業協同組合の決定後、市場を利用している厚岸町の水産加工等を営む仲買人（以下「買受人」と言う。）から、市場移転に関して不安や懸念の声が上がっています。このことについて次のことを伺います。

ア、町は、買受人のこれら不安や懸念の声をどのくらい把握しているのか。

イとして、買受人の不安や懸念を解消するため、町としてどのようなことをしているのかであります。

大きな二つ目は、障害者雇用推進に対する施策についてであります。

(1) 本年4月1日より、障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者雇用率制度の法定雇用率が変更となります。これを契機に町の障害者雇用推進に対する施策等について、次のことを伺います。

ア、町内事業者のうち、この障害者雇用率制度の対象となる事業者はどれだけあるのか。また、それら事業者の障害者雇用の状況はどうなっているのかをお聞きします。

イとしましては、アの障害者雇用立制度対象事業者以外の事業者、従業員50人以下の事業者であります。この障害者雇用の状況はどうなっているのかをお聞きします。

最後にウ、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要と考えるが、町として、障害者雇用の推進をどのように図っていこうと考えているのか。

以上をお聞きします。よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、堀議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸地域マリンビジョン計画についてについて、昨年12月厚岸漁業協同組合は、みずからが設置開設者となっている地方卸売市場の湖南地区若竹第2埠頭右岸への移転を決定された。このことについて次のことを伺うのうち、初めに、市場移転に伴う町経済に対する効果は、どれだけになると考えているかについてであります。厚岸町漁協におきましては、ご質問にあるとおり、昨年12月1日に臨時総代会を開催し、市場の整備場所を湖北地区とした平成20年6月の臨時総代会の決定を、改めて湖南地区に変更する決定を行ったところであります。

一方で、平成18年に策定された厚岸地域マリンビジョン計画では、衛生管理対策施設の改良は湖北地区で行うとされているため、現在、厚岸地域マリンビジョン協議会において、衛生管理型漁港施設の整備場所を湖北地区から湖南地区に変更することについて、協議を行っている途中にあります。

また、この衛生管理型の基本的な漁港施設の整備は、国が事業主体の直轄事業であり、平成25年度から34年度までの10カ年を事業期間とする国の特定漁港漁場整備事業計画に盛り込む必要がありますが、これも現在、国において、計画の策定に向けて調整を進めている途中であります。

こうしたことから、湖南地区への移転については、まだ正式に決定していないことをご理解いただき、それらを前提に答弁させていただきます。

市場移転に伴う町経済に対する効果については、直接算出したものではありませんが、国では、10年間の事業計画全体の事業効果を算出しております。

この中では、事業計画期間10年と施設の耐用年数50年を合わせた60年を償還期間として、計画全体の事業の実施によって社会的に得られる便益を、「水産物生産コストの削減効果」、「漁獲物付加価値化の効果」、「漁業就労環境の労働環境改善効果」、「生命・財産保全・防御効果」としてそれぞれ算出し、総額を総便益額として、139億4,429万7,000円と算出しております。

これを全体の事業の実施に要する総費用の総額の91億1,420万3,000円で割返し、公共事業の評価で主として使われている指標として、費用便益比、いわゆるB/C（ビー・バイ・シー）と言われる指標であります。これで妥当な事業と評価される基準である1.0を超える1.53と算出しているところであります。

この事業効果には、外来漁船の利用による漁業外産業への経済波及効果や、防災対策施設の整備に伴う地域の安全・安心の確保及び水産物の生産・流通の維持確保については、貨幣化が困難な効果として、算出されていないとのことであり、それらを加えれば、事業効果はさらに大きくなるものと考えているところであります。

次に、市場移転の時期は、いつごろになると考えているかについてであります。市場の移転時期については、まず現状、若竹第2埠頭右岸で、準備や休憩のため係船しているサンマ漁船の移動場所を確保する必要がありますので、若竹第2埠頭の左岸側に波除堤を平成26年から27年度で整備し、屋根付き岸壁の整備は27年度から32年度までの6年間、人工地盤の整備は28年度から30年度までの3年間で行い、人工地盤の整備にあわせて、その1階部分を利用して荷捌き所の整備などを行い、湖南地区での市場機能のスタートは9年目の平成33年ごろの予定と聞いております。

次に、市場移転に伴い、町が道路整備などで行わなければならない事業はあるのか、また、その金額はどのくらいになるのかについてであります。正式に湖南地区での整備が決まってないため、今後正式に決まってから、具体的に施設整備に向けての協議や調査が行われることになり、そうした中から必要なものについて、町、漁協、国のそれぞれの役割が出てきますので、町の役割として必要なものについては、3カ年実施計画の中で検討していくこととなります。

続いて、この市場移転に関して、厚岸漁業協同組合の決定後、市場を利用している厚岸町の水産加工等を営む仲買人から、市場移転に関して不安や懸念の声が上がっている。このことについて次のことを伺うについてのうち、初めに、町は買受人のこれら不安や懸念の声をどのくらい把握しているのかについてであります。買受人組合との協議については、昨年12月1日の厚岸漁協の臨時総体会での決定を受け、12月19日に市場関連の業界である買受人組合、トラック協会、燃油業界に対し、厚岸町、厚岸漁協、開発局の三者の担当者により、湖南地区での整備について説明を行ったところであります。この中で、なぜ、もっと早く説明してくれなかったのか。もう決まっているような状況で買受人は協議から外された、特に、サンマの加工業者は9割以上が湖北側にあり、市場から距離が近く、鮮度のよさを売りにしているのに、なぜわざわざ遠くするのか。もし、厚岸大橋に何かあって、通行どめや渋滞となった場合どうするのか、などの問題点を指摘されたところであります。

12月19日以降、12月25日、12月26日、12月27日、1月21日にも協議を行い、その後、1月24日には、買受人組合で取りまとめた28項目のデメリットの提示を受け、2月13日にはそれに対する回答を行っております。さらには、3月1日に厚岸地域マリビジョン協議会の会長に対してということで、私のところへ買受人組合の正副組合長3名がお見えになり、衛生管理型漁港施設等の建設に関する要望書として、今でも湖北地区での建設を懇願しているが、どうして湖南地区に衛生管理型漁港施設等を建設することになった際には、不測の事態も想定されることから、湖北地区にある現漁港にも衛生的にサンマの水揚げができるよう簡易な屋根の整備を強く要望するとの要望を改めて受けたところであります。

次に、買受人の不安や懸念を解消するため、町として、どのようなことをしていこうと考えているのかについてであります。市場が湖南地区へ移ることについては反対意見もあることは承知しておりますが、厚岸町の将来を見据え検討した結果、次の3点のメリットが重要であると考えたところであります。

メリットの一つは、防災の観点から、東日本大震災の教訓を踏まえ、人工地盤は気仙沼市で緊急避難場所として多くの人命が助かったという例もあり、湖北地区では用地が狭くて整備できないが、湖南地区では用地的に問題がなく、近くで漁をしている漁業者やそこで働く人、近隣の漁業者の緊急避難場所になり、さらに市場の電源を人工地盤の上に上げることにより、もし1階が津波で大きな被害があったとして、電気設備に関するリスクは軽減されます。

二つ目としては、湖北地区とする場合、人工地盤を整備しない場合でも、市場と岸壁の改修を同時に行う必要があります。仮設市場の整備も必要で、工事期間も相当長くなることなどのデメリットがあり、湖南地区での整備では、用地的にも問題がなく、工事期間

も短縮でき、市場の代替施設の整備も不要であり、さらには、南防波堤の外から清浄海水を取水することができるメリットがあります。

三つ目としては、20年後、50年後の将来、この町の水産業を考えたときに、湖北地区では用地が手狭で、何かをやろうとしてもできませんが、湖南地区では広い用地があることにより、将来の発展に大きな可能性が広がります。

さらには、まちづくりの観点から、以前は湖南地区にあった町立病院も役場も湖北地区へ移転している中で、基幹産業である漁業の拠点が湖南地区に移れば、厚岸町の将来のまちづくりに大きな役割を果たすものと期待されます。

こうしたことを総体的に検討し、厚岸町の将来を考えたときに、当町の基幹産業の拠点となる衛生管理型の漁港施設の整備については、湖南地区に整備すべきものと判断したものであります。

これらについて説明させていただき、その上で、買受人組合等から指摘されている問題点やデメリットについても、一つ一つ回答を行っているところであります。

今般、3月1日に買受人組合から改めて受けた要望については、さらに厚岸地域マリコンビジョン協議会を開催し、協議を行いたいと考えております。

今後も、不安や懸念を解消するための協議はもちろん、具体的に施設の整備内容を協議する場も必要であり、そのため、衛生管理型対策は漁港施設の整備だけでは不十分で、漁獲から市場での水揚げ、荷さばき、そして、加工業者による製品化、出荷まで一連の衛生管理対策が必要であり、買受人も含めた関係者全ての対応が必要となりますので、今後も引き続き協議を行ってまいります。

続いて、2点目の障害者雇用推進に対する施策について、本年4月1日より障害者の雇用の促等に関する法律による障害者雇用率制度の法定雇用率に変更となる。これを契機に、町の障害者雇用推進に対する施策等について、次のことを伺うのうち、初めに、町内事業者のうち、この障害者雇用率制度の対象となる事業者はどれだけあるのか。また、それらの事業者の障害者雇用の状況は、どうなっているのかについてであります。障害者の専門的な就労支援については、ハローワーク釧路や就労支援機関が行っているところでありますが、法定雇用率はハローワーク釧路が管理しており、町内の一般事業主についての状況は、対象となるのが2事業主で、現在はいずれも障害者の雇用はない状況にあります。

次に、障害者雇用率制度対象事業者以外の事業者の障害者雇用の状況は、どうなっているのかについてであります。町では、障害者雇用の全体の実態把握を行ったことはありませんが、障害者手帳所持者と難病指定を受けている人、全員を対象として、平成21年に実施した第3期厚岸町障がい者基本計画策定のためのアンケート調査では、障害者の約3割が就労しているという調査結果が出されているところであります。

次に、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要と考えるが、町として障害者雇用の推進をどのように図っていこうと考えているのかについてであります。平成22年に策定した第3期厚岸町障がい者基本計画において、雇用の促進として、障害者がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、北海道障害者職業センターから派遣される職場適応援助者から、障害者の就職及び職場適応のため、就職前後

を問わず職場に出向いていただき、専門的な支援を受けるなどの制度活用も視野に入れながら、国、道との連携、福祉施策と雇用施策との連携を図りながら、総合的な取り組みを目指しているところであります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 まず、1点目のマリネビジョン計画の市場の移転のことでお伺いします。

この中では、答弁の中では、事業効果を私聞いているのですけれども、139億4,429万円というのは、これはあくまでも直轄漁港関係の事業での効果。私が聞いたかったのは、厚岸町全体での効果を聞いたかったのですけれども、ただ答弁の中にも確かにさらに大きくなるというだけなんですけれども、確かに貨幣化はなかなか難しい部分というのはあると思います。しかし、事業効果は事業効果だけれども、やはり経済効果、町がしっかり試算をすることが大事だと思うのですよ。これがやはり今後の町としての事業投資とかを考えていく上にも、やはり一つの目安になるので、やはり町全体での経済効果というのを出すようにしていただきたいなど、これは当然、今現在、昨年12月に決まればっかりなので、それに対する影響というのも当然あると思うので、マイナスの部分も計算したときにはすぐには出ないと思いますけれども、やはり町としては、しっかりと町の経済全体、厚岸町の基幹産業である水産業の主要な市場を湖南地区に動かすということは、つまり人の流れも、物の流れも、お金の流れも、全てが今までと変わるようになる。そのことを十分にとらまえた上で、経済効果というものがこれだけあるんだと、そういうものを町民に対して示すべきだと私は思います。

そして当然、だからそうなると、例えば漁港整備に伴っての周辺投資としては道路整備とかもあるでしょうし、道路整備をされるということは、当然その近隣に住んでいる人方とか、新たに店を出そうととか、そういうような人方の投資意欲とか、そういうものも生まれてくるでしょうし、この機にやはりそういうものが、どんどんどんどん生まれてくるような方向に持っていかなければならないというふうに、私は町の責務としてあるんだというふうに思いますので、ぜひとも出していただいて、各町民にも宣伝をしていただきたいというふうに思います。

問題なのは、(2)番なんですね、この12月1日に漁業協同組合が決まってから、ここに書かれているとおりにいろいろな多種多様な不安というものが、余り市場にも行っていなかったのに、私のほうに聞こえてくるくらいに多種多様な声というのが上がっております。答弁の中にもあるとおりに、買受人が28項目のデメリットというものを出示していただいたのですよね。これに対して私が手に入れたものは、これは開発局が答弁したんだというふうに聞いたのですけれども、この答弁者が誰なのかというのは定かではないんですけれども、実際に私もこの衛生管理型漁港施設整備計画に係るQ&Aというものを見せていただきました。

買受人方がデメリットとして考えているのは、やはり買受人企業としてのデメリットとしては運賃が割高になるとか、また、工場の稼働率が落ちるとというのが何と云っても一番大きいのかなというふうに思いました。また、町民としてのデメリットというもの

も考えられていて、大橋の寿命が短くなるとか、大橋は道路に海水が落ち込むことによって、他の町民への迷惑というものがかかるというものも、デメリットとして上げられておりました。漁業者としてのデメリットというものも当然あげられておりました、当然サンマの盛漁期と昆布漁期というのが重なるものですから、それが1点に集中してしまう可能性がある。そういったときに航路上の危険性とかもあるというような中で心配というのも出されておりますし、また、そのように海水とかが道路に漏れるようなものが、長大路線で続くことによって観光客への影響というものもあるというのを、デメリットとして上げられておりました。確かに私もこれを見てもっともだなと。ただ、買受人が一番不安と思っているのは、これの回答が余りにも画一的過ぎるんですよ。開発局なりが回答したのかもしれないんですけども、厚岸漁港を1年、2年見て、この1年、2年のサンマの漁期のことだけを見て、さも言っているような回答でしかないのですよね。買受人方というのは当然そうじゃないのですよ。生まれたときから厚岸漁港で見て、また、何十年もこの厚岸漁港で携わってきた中では、いろいろなパターンというものが、いろいろな状況というものがある。そういうものが一切考慮されていない、本当に画一的な答弁というか回答しかされていない、そういうこともやはり不安を増長させているのではないのかなというふうに思うのですよ。やはりこの不安を解消させるということが大事でありますし、そのことを町が一番最初に考えなければならないし、考えてほしいなと思うのですよね。

そういった中では、協議を進めていくというようなことを言っているわけなんですけれども、私は、やはり協議も当然必要なんですけれども、答弁の中では湖南地区のほうに移るメリットというものも三つ上げられておりましたけれども、それについてもわかるので、それらの状況も懇切丁寧に説明しながら、説明責任というのもよく言われるのですけれども、私はそこまでは言いませんけれども、説明されながら、実際にやはり見てもらわないとだめだなというふうに私は感じたのですよ。やはりこの不安を解消するためにどうしたらいいのかといったときには、私だと、湖南地区に実際に今の厚岸漁港内にあるタンクを全て持って行って、朝の5時から、例えば10時ぐらいまで、日量800トンから900トンぐらいがサンマが揚がることを想定した中で、全てを全部トラック輸送、実際に水を入れた中でやってみると、どれだけの水が減るんだとか、どれだけの運賃がかかるのかとか、どれだけの時間がかかるのかと、そういうものを実際検証、社会検証をすることが必要だと思うのですよ。それをやった上での問題点というものが出てきたときに、これを解消するためにはどうしようかというものを考えていってほしいなというふうに思うのですよね。

1点目は、ばらばらばらと言わせてもらったのですけれども、まずその点について答弁をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 経済効果ということでございますけれども、答弁させていただいたのは、おっしゃるとおり事業効果ということで答えさせていただきました。町として産業年間予想というような経済効果を算出するようなものも持っておりませんの

で、大変申しわけなかったのですが、今回この国の事業効果というものを outsizing させていただいております。これの中では、外来船ですとか、そういった部分でのものは確かにあれされてはいないのですが、その事業効果の中では、水産物の生産コストの削減効果ですとか、岸壁等の整備に伴う荷捌き等の作業時間の短縮ですとか、いろいろなその効果はこの中で出ておまして、それをちょっと分析して、おっしゃられるような本当に直接その町の経済にいくのは、どういうものなのかというのは考えてみたいなというふうにも思うのですけれども、ただちょっと作業変換表というのはお金も時間もかかる話しなものですから、ちょっとそこまではいけませんので、そこはちょっと研究してみたいなというふうに思います。

それから、メリット、デメリットというのを買受人組合のほうでまとめたものについて、そのQ&Aのような形で出したというのは、あれは開発局と漁協と、それから私も三者でもって内容を検討して、答えたものでございます。その内容がちょっと漠然としているものもありますし、言っている部分が、例えば答えらせていただいた、この中にもあるのですけれども、通常というふうな形で、通常7時から競りが始まるということで、そういったお答えをさせていただいたのですが、厚岸の港では確かに700トン、800トン揚がる時もあります。ただ、全部がその朝の5時から7時と、通常の競りの時間は7時ということなので、その船の入ってくるその状況にあわせて、臨時的にやる部分が7時を基本にしてあるというようなことになってきます。そうしますと、その1回にその800トン、700トン分を動かすということではなくて、一番今懸念されるのは、やっぱり朝の通勤時間というか、そういうような部分が一番集中すると。それで夜にも当然ピークはあるのですけれども、夜はそういうトラックは動きませんのでというふうに考えると、臨時的な部分というのは、今、9時になったり10時になったり、午後からになったりとかというふうに出てきますので、それはまとめたものにはなってきませんので、そうすると7時の一番ピークの時間帯で回答をさせていただいたほうがいいのかなというふうなことで、回答をしているというふうなことでして、なかなかその辺はいろいろな話をしないとしないのかなというふうには思っています。

ただ、そのおっしゃられるように、その検証も必要だというふうに思っています。実際に今、湖北で水揚げをして、水揚げしたものを湖南地区側に運んでいる事例もあります。湖南側で買われている業者さんもいるということですので、それはタンクの水も特に考慮して少なく入れているとか、そういうこともありません。今、船から揚げたものをタンクに入れて、それを量って、そして海水を入れというのは、同じ条件で揚げたものでもって競りをしているということになりますから、特に変わった取り扱いをしているわけではなく、同じ取り扱いをしている中で、その買われて湖南地区に持っていきというのがあります。そのことで今の段階で特に問題があるですとか、そういう話は聞いておりません。ですので、ただ実際今度大量に移った場合にどうなるのかなというふうな問題ありますので、そういったことを検証する必要はあるのかなというふうには思っています。

それで、実際に市場が向こうに移るというのは、先ほどのお話のとおり、まだまだ大分先になります。9年目というふうにはお答えしていますけれども、実際予算のつき方ですとか、それから実際その調査をやって、設計をやっている中で、まだ変わる部分も

あると思うのですけれども、ただ、いずれにしても、かなり長い年月を要しますので、そういった中で買受人さんも含めて、そういった検証ですとか、いろいろなその心配、懸念されることというのは協議をしていかなければいけないというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 今、聞いたのですけれども、やはりただ、今、聞いていて心配になったのは、今回のQ&Aに対しても、開発局だけじゃなくて町も組合も入っているというような中で、ただ、このような回答しか出てないという、また、こういう質問を、ぼんと投げかけるだけの買受人と、それだけ町と買受人と組合との関係性というものが何かこじれてしまっているのではないのかと、私だと逆に心配するんですよ。もっと懇切に膝詰め合わせた中で、いや、こうなんだとかというふうな中で回答もできるだろうし、そういうものの話し合いというものがされていれば質問というものも、もう少し違ったものにもなるのかなと思うのですけれども、何かこれをぱっと見ただけでは、まず買受人のほうの本当に不満を、もう書いて、ほら答えれというような感じのものでしか見えないんですよ。実際にこれに町とか組合も入っているのだけれども、そこまで関係性が何かこじれてしまっているのかもしれないなというふうに、逆に私だと心配をしてしまうのですけれども、やはりそうならないように一層の協議というものもしてもらいたいですし、先ほど言ったとおりの社会実験というの、ぜひ検討してもらいたいなと思います。

この中には、その市場機能のスタートの9年目というふうに年度が示されております。画期的だなと私この答弁見て思ったのですけれども、今まで漁港修築事業とか、全て3カ月とか全て未定が常であって、全然年度区切った事業計画というものが無い中で、この波除堤とかにしても26年、27年とか、屋根付き岸壁は6年で整備するとかということ、なかなか本当に今までにないようなものなのかなというふうに思うので、私はそういうところにも一つ期待をしたいですし、できればこの9年目というものが、1年でも2年でも前倒しになれば、それだけ今度町内での事業効果、波及効果というの1年でも2年でも早く発現するようになるので、やはり今後はこれらの波除堤や屋根付き岸壁、人工地盤などの整備というものが、1年でも2年でも早く進まれるように、これはやはり町長にもご尽力をいただきながら、ぜひ実現していただけるようにしていただきたいなというふうに思います。

それで、あと一つ確認しておきたかったのは、この答弁の中で、メリットの三つ目として20年後、50年度の将来、この町の水産業を考えたときに湖北地区は用地が手狭で、何かをやろうとしてもできませんが、湖南地区には広い用地があるというふうに答弁されております。確かに現在予定している荷さばき所用地の後ろには町有地の工場用地というものがあつて、また、ちょっと離れたところに既に廃屋となっておる工場廃屋というものがあつて、そこを壊すなり、利活用というものを考えた上での答弁なのかもしれないのですけれども、確認は、町が持っている町有地、例えばこれからこの9年後の事業というものを考えたときに、民間が買いたいと、買ってここで工場なりの事業展開をしたいのだというようなときに、町としてはそれに対して前向きに検討というか売っ

ていただけること、たしか昔はこれは売り払いを一度したような経過もあったかとは思
うのですけれども、そういった中では、このように大きな施設が動くといったときには、
民間が買いたいと言ったときに町としては売ることができるのか、それとも、これにつ
いては何らかの町有地の利活用というのは、別のものを考えていて売ることができな
いのかを、答弁していただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

衛生管理型漁港整備につきましては、大変なそれぞれの関係者のご苦勞の中で、実り
つつあるわけでありまして、特に厚岸漁業協同組合には敬意を表したいと思っております。
なぜかと言いますと、第1回目の答弁もいたしました、平成20年に総代会において、
湖北地区でその施設を整備するという決定をいただいておるわけでありまして、それを
変更したと、昨年12月1日、これは川崎組合長を初め、それぞれの役員の方大変な
ご苦勞の中で、漁民の理解を求めることができたのでなかろうか。その結果が、臨時
総代会で決定を得たと、湖南地区にと、いうことであろうと思っておるわけであり
ます。心から敬意を表する次第であります。

しかしながら、一方、買受人の皆さん方がその後におけるいろいろな課題について、
先ほどご意見があったとおりであります。特に私も12月26日、直接仲買人と、一方オ
ブザーバーとして厚岸漁業協同組合の川崎組合長を同席いたしまして、いろいろお話を
お聞きいたしました。Q&Aにあるとおりであります。そういう中で回答をいたして
おるわけでありまして、私といたしましては、3月1日の新たな買受人からの私に
関する要望書を重く受けとめております。と言いますのは、湖南地区に衛生管理型
漁港施設等を建設することになった際には、不測の事態も想定されることから、
湖北地区にある現漁港にも衛生的にサンマの水揚げができるよう簡易な屋根を
設置していただくことを強く要望するという内容であります。

そういうことも踏まえまして、これからは先ほど1年でも早くというお話があり
ましたが、決定いたしましたならば、場所が早期に完成するように最善の努力を
させていただきます。その前には仲買人の皆さん方にも誠意ある対応をしながら、
懸念すること、心配することを解決してまいりたい、そのことを国、道にも
強く要望をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を
いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 用地の問題でございますけれども、前にあったミール
工場の部分について、町有地でもありませんので、そのことについてはちょっと
想定はしておりませんが、第2埠頭の真ん中に3区画用地があります。4つ目の
ところにカキ種苗センターがあります。その三つについては、一部休憩施設
なんかも考えるような用地になっておりますけれども基本的には加工場用地
ということで、その用地の利用計画というのは考えております。ですので、
町有地で利用計画どおり加工場用地ということ

ですので、そういった活用をしたいということで、そういう加工場を作りたいのだというふうなことで、そういう用地を求められた場合には、それに応えるということになると思います。ただ、もう一つ前段、漁業協同組合等の協議も必要だというふうには思っております。今、市場の荷捌き施設が人工地盤の下に整備するような方向で検討されていますけれども、そういったもの等を含めて、漁業協同組合のほうでの考え方も、またこれから出てくるのだと思います。それらも含めて、協議しながら進めていきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ちょっと油っこい話にもなったら困るので、ここら辺で私は、これについてはやめて次に移りたいと思います。

障害者雇用についてであります。

ここで、まず一つ目に聞いたのが、事業主で法定雇用率の対象事業にどれだけ差があるんだというのを聞いたときに、2事業者。ただ、ここは一般事業主ということ限定しているので、私は昨年の決算委員会の時にも聞いたのですけれども、町も当然この法定雇用率の対象にもなると思うのですけれども、この町が入っているのかいないのか、町が入って二つなのか、入らないで二つなのかというものを教えていただきなと思います。それで、ただ問題は確かに50人以上の事業者なんていうのは、町内にそうそうあるものではないというのは私も十分に承知しております。

そういった中で、なぜ聞くかというのは、要は50人以下の法定雇用率に当てはまらない事業者に対してどうなっているんだというものを、私疑問に思ったものですから、質問をさせてもらったのですけれども、答弁では、要は全然把握をされていないのですよね。第3期厚岸町障害者基本計画策定のためのあくまでもアンケート調査の中で、約3割が就労していると。アンケートの回答だけでしかないんですよ。町内のどれだけの事業者があって、そこにどれだけの障害者の人方が働いているのかというものを一切されていないと。やはりこれでは障害者雇用を推進をするというものには、私ならないというふうに思うのですよね。

障害者の雇用の促進等に関する法律の6条には、ここにはちゃんと国及び地方公共団体の責務というものが載っているわけなのですよ、国及び地方公共団体は障害者の雇用について事業主その他、国民一般の理解が高めると言いながら、ずっと行って、障害者の福祉に関する施策等の有機的な連携を図りつつ、総合かつ効果的に推進するよう努めなければならないと。役場の得意な努めるといのがここに出てくるのですけれども、それはさておいて、そういった地方公共団体というのは責務というものが、きちんとあります。それを受けてでは、やはりこれだけでは足りないというふうに思います。全事業主に対して、やはりしっかりとした調査をして、障害者雇用というものがどれだけされているのか、何人が働いているのか、そして、その職場というものの環境がどうなっているのか、やはりそこまでやる必要があると思うのですよ。

確かに、障害者雇用に関してはハローワークとか、地域障害者職業センターとかで障害者就業生活支援センターとか、そういうところが一義的にやるというふうになってい

るのですけれども、そういうところがないこういう小さな町とかでは、やはり町がせめて状況を把握をすると。それを例えばハローワークとかに相談した中で、いろいろな補助制度とか、例えば障害者を雇用するのにもトライアル制度とか、そういうようないろいろなものの活用も、やはり町側からそういう事業者に対して投げかける。事業者にとってみれば、障害者の雇用経験の乏しい中小企業の不安というものは、やはりいろいろあると思うのですよ。雇ってみたけれども、どのような雇い方をしたらいいんだとか、また、例えばいろいろな設備関係、事務所やなんかも多少変えたり何かもしないとか、そういったものにも実はちゃんと国のほうの補助事業というものもたくさんあるんですね。

ただ、そういうものがこの厚岸町だと、ハローワークとかが無いだけに、やはりなかなか浸透していないんじゃないのかなというふうに私は思うのですよ。まず、その前段としては、やはりの50人以下の事業主というものに対しての小さな事業主への障害者の雇用の状況というものを把握するのが第一だと思うので、まずはそこをやっていただきたいと思うのですけれども、この2点についてはどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、答弁の中での2事業所につきましては、事業者ということで、私どもでは一般事業主と勝手に解釈してお答えしたということでありまして、役場については入っていないということが、まず一つでございます。

それから、それ以降の質問でございますけれども、50人以上の事業所の把握していない状況はどれだけあるのかという、推進するために必要ではないのかというご意見であります。障害者雇用というものについては、まず法律の概念は障害があることによって、求人に対してその申し込みを断ってはいけないということなのです。障害者はその能力と適性に応じて職業を選択する権利があるわけでございます。役場の試験も同じ権利で受検できるわけでございます。町内の産業を見ますと、この事業者については、恐らく水産関連の業者かなというふうに想像できます。その前にちょっと言わないと、これは障害者雇用を避けているのではなくて、その作業を見て、その仕事の状況を求職者が判断して、申し込まないのか、それがまず考えられます。もう1点は、就職後に障害を持つ方、これらも還付されるんですね。ですから、働いている方が障害を持ったときに、その労働環境の自分の適性に合うのかどうなのかということなのです。そこで、事業者側は障害者ができる仕事、できない仕事を見つけるのではなく、働けるか、先ほどおっしゃっていただいた設備整備をするだとか、そういったことで労働環境を改善するのであって、決して障害者ができる仕事を探すという趣旨ではないのでございます。

そういった意味から、今度は50人以下の事業者でございますけれども、今、言ったとおりでございます。それぞれの職業選択の中で、まだ職業に就く前の方が問題なのです。そのときに障害がある方だからといって、受験をしにくい環境、いわゆる差別だとか、そういうことが市内にはびこると就職機会も減るということなのです。私は法律はそういったものだというふうに解釈をしております。したがって実態調査、現在やる予定はありませんが、ただいまのご意見もいただいた上で、今後の計画策定の上に参考

として検討させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 保健福祉課長が、私答えると思わなくて、まちづくり推進課長が雇用のほうで答えられるのかなと思って、ずっとまちづくり推進課長のほうを見て私は質問をしていたのですけれども、どおりで何か余りちゃんと、うんうんとも言わないなと思うので、疑問に思ったのですけれども。だから、やはりそうは言っても、結構今の保健福祉課長のいいことを言われたのですけれども、でも、やはり町としては何もやっていないというのが第一なんですよね。やはりそうじゃなくて、何かをしようとする、その前段としてのこの状況を把握していくという、まずはこのくらいからは私はやってほしいなど、それがやはり障害者にも目を向け、そしてまた小さい事業者側にも、目を向けるというようなことにもなるのだというふうに思うので、まずはそれを考えてもらいたいなど。

そういった中で、小さい事業者の中にも当然今現在も、障害者というものが雇用されている、働かれているというところもあると思うのですよ。そういうところに対しては、逆に今度は町としていろいろな優遇関係というものを考えてやるのも大事ではないのかなというふうに思うのですよね。例えば私だと、考えるのはそういう小さいところが障害者を雇用している事業者という部分があれば、例えば公共調達の優遇、見積もり合わせが財務規則で3万円以上は見積もり合わせだとなっているのを、例えば5万円とか7万円にするとか、また建設工事とかであれば、前払い金の対象金額を引き下げたり、あとまた率を引き上げたり、また現在も前払い金の上限というものがあると思うのですけれども、そういうものを撤廃したりとか。

また、今、町の広報紙などでは、いろいろな有料広告ありますよね。そういうところにもそういう事業者を無料とまでは言えないけれども、ごくごく安い金額でも有料広告を載せて上げるとかですね、何も新しい町としての投資をしなくても、そういう小さなところからの優遇措置というのもできると思うのですよ。そういうことをやっていく上でも、まずはその状況調査というものをやっていただいて、今、言ったそういう優遇措置というものを検討していただければというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま、数々のご提言されたものについて、一つ一つ推進するためには確かに実態把握というものが当然必要なのかなというふうに聞いていて、そのように感じたところでございます。しかし現状、直ちに行いますという言いづらい部分は、事業主がそういった調査に対して余り敏感になられるとなかなか、自分の企業を表に出してくるわけですから、そういったことが普通にできるのかどうなのか、ちょっと私、福祉担当している立場で、こういったことを言うのは変なのですけれども、そういった事業者さんがそういったことの調査にスムーズに応じていただける環境がもうできているのかどうか、そこがちょっと心配なところであります。ただ、ご意見について

は、いいなという部分が結構聞くことができましたので、今後の福祉施策、これは福祉施策だけではないと思いますけれども、厚岸町全体での雇用という部分も含めて、有効なものとして研究の一つに加えさせていただきたいなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●堀議員 はい、

●議長（音喜多議員） それでは休憩します。

午後 2 時56分休憩

午後 2 時56分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

以上で堀議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は15時30分といたします。

午後 2 時57分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

12番、室崎議員の一般質問を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従いまして、質問を申し上げます。

漁港整備事業についてであります。

衛生管理型漁港施設が整備されると聞かすが、どのように施設がつくられるのか。

2として、若竹町の岸壁に衛生管理型施設・荷さばき所を設置する理由。

3として、マリナビジョンにおいて明示されたものとの異同とその理由。

4番目に、漁港施設整備により町民の生活にどのような影響が生じるか。

5番目として、漁港整備事業が具体化することにより、厚岸町のマリナビジョンや厚岸町総合計画に齟齬を来すことはないか。

以上、5点についてお聞きいたします。よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番室崎議員のご質問にお答えをいたします。

漁港整備事業についてのうち、初めに、衛生管理型漁港施設が整備されることと聞く

が、どのような施設がつくられるのかについてであります。衛生管理型漁港施設については、一つ目として、水揚げされた水産物の鮮度保持のため、直射日光の遮断や海鳥などからの異物混入防止を目的に、若竹第2埠頭の右岸側に屋根付きの岸壁を整備し、二つ目として、それと連結し、津波来襲時の緊急避難場所として防災面も考慮した屋上を駐車場とする人工地盤を整備し、さらにその1階を衛生管理の行き届いた荷捌き施設として整備し、三つ目として鮮度保持に必要な不可欠な清浄海水を、バラサン岬から延びている南防波堤の沖から取水する清浄海水導入施設を整備するもので、それらをまとめて衛生管理型漁港施設と言っているものであります。

次に、若竹の岸壁に衛生管理型施設・荷捌き所を設置する理由についてであります。経過を申し上げますと、まず厚岸地区マリンビジョン計画が、平成18年3月に策定され、その年の11月に北海道開発局長から推進地域として指定を受けており、その中で衛生管理対策施設の改良は湖北地区で行うとされております。

その後、平成20年6月に、荷捌き施設を国の直轄事業で整備できる制度が創設されたことが当町にも知らされ、湖北地区において屋根付き岸壁と荷捌き施設が一体となった衛生管理型の漁港施設が国直轄事業で整備されるとの現実味を帯び、同じく6月には、市場開設者の厚岸漁港がその整備場所を臨時総代会において湖北地区と機関決定いたしました。

ところが、その後10月に、北海道開発局及び北海道庁からそれぞれの担当課長が来町し、北海道内においては、漁港の荷捌き施設の整備については、現在まで、補助事業により、漁協や町が事業主体となって実施しており、国の直轄事業により北海道が整備費の一部を負担することは、現在までの取り扱いと不均衡となることなどから、荷捌き施設を国の直轄事業で整備することについては、北海道としては同意できないとの決定が、私と厚岸漁協の川崎組合長に直接伝えられたところでありました。

荷捌き施設を直轄事業で整備する場合は、国と北海道で事業費を負担することから、私どもとしては、地元負担がなく、大きなメリットとなるため、大変期待していたところでもありますので、制度ができた以上は直轄事業で実施してほしいとして、国や北海道へ粘り強く要請活動を行っていたところではありますが、その後2年間、状況の変化はなかったところでもあります。

その後、平成22年10月になって、硬直化している事態を打開するため、北海道から、開発局、厚岸漁協、厚岸町を含めた四者会議による協議が提案され、平成22年1月に四者による意見交換会を行い、平成23年1月には意見交換会の第1回目のワークチーム会議が開催されております。

この協議の中で、湖北地区で施設整備をする場合、市場の代替施設や取水の代替施設の必要性、工事期間の長期化、仮に市場を直轄事業で整備した場合には、使用者に対する賃貸料が大きな負担となるなどの問題点が指摘され、湖北地区での整備の困難が大きく浮上してきました。

その後、平成23年3月に東日本大震災が発生し、その教訓から、漁業活動の拠点である漁港の将来を見据えると、津波来襲の際の緊急避難場所や市場機能に必要な電気設備を2階に整備するなどの防災面も考慮する必要があること、湖北地区では、防災面に配慮しようにも用地が狭く、屋上を駐車場とする堅固な構造物の人工地盤の整備について

は困難なことなどが指摘され、施設整備の考え方を湖北地区に固定するのではなく、湖南地区も含め、改めてそれぞれの機関がどのような施設をどこに整備することが望ましいのか検討し直す必要が生じました。

その後、平成24年の5月に、開発局、厚岸漁協、厚岸町の三者で協議を行い、防災面を考慮すると湖北地区では人工地盤は用地が狭くて無理であり、湖南地区に整備する場合は用地的にも問題がなく、工期機関も短縮でき、市場の代替施設の整備も不要であり、さらには南防波堤の外から清浄海水を取水することができるメリットがあることなどについて、整備主体の開発局から示唆を受け、それらを考慮して、湖南地区において人工地盤方式により整備することについて、その方向で検討を進めることといたしました。

当町においても、検討の結果、厚岸町の将来を見据えた上で、次の3点のメリットが重要であると考えたところであります。

メリットの一つは、防災の観点から、東日本大震災の教訓を踏まえて、人工地盤は、気仙沼市で緊急避難場所として多くの人命が助かったという例もあり、湖北地区では用地が狭くて整備できないが、湖南地区では用地的にも問題がなく、近くで漁をしている漁業者や、そこで働く人、近隣の漁業者の緊急避難場所になり、さらに市場の電源を人工地盤の上に上げることにより、もし1階が津波で大きな被害を受けたとしても、電気設備に関するリスクは軽減されます。

二つ目としては、湖北地区とする場合、人工地盤を整備しない場合でも、市場と岸壁の改修を同時に行う必要があり、仮設市場の整備も必要で、工事期間も相当長くなることなどのデメリットがあり、湖南地区での整備では、用地的にも問題がなく、工事期間も短縮でき、市場の代替施設の整備も不要であり、さらには、南防波堤の外から清浄海水を取水することができるメリットがあります。

三つ目としては、20年後、50年後の将来、この町の水産業を考えたときに、湖北地区では用地が手狭で、何かをやろうとしてもできませんが、湖南地区では広い用地があることにより、将来の発展に大きな可能性が広がります。

さらには、まちづくりの観点から、以前は湖南地区にもあった町立病院も役場も湖北地区へ移転している中で、基幹産業である漁業の拠点も湖南地区に移れば、厚岸町の将来のまちづくりに大きな役割を果たすものと期待されます。

こうしたことを総体的に検討し、厚岸町の将来を考えたときに、当町の基幹産業の拠点となる衛生管理型の漁港施設の整備については、湖南地区に整備すべきではないかと判断したものであります。

次に、マリンビジョンにおいて明示されたものとの異同とその理由についてですが、厚岸地域マリンビジョン計画においては、衛生管理対策施設の改良は湖北地区で行うとされておりますが、現在調整を進めている漁港の整備計画では整備場所を湖南地区としている部分が異同部分となります。

その理由については、先ほど申し上げたとおり、防災上の観点、工事期間や代替施設の問題、将来の厚岸町の水産業の観点から、総体的に検討し、整備主体の開発局及び市場開設者の厚岸漁協と協議した上で、湖南地区に整備すべきと判断したものであります。

次に、漁港施設整備により、町生活にどのような影響が生じるかについてですが、これについては、主に、次のようなことを想定しております。

まず、特にサンマを湖南地区から加工場のある湖北へ輸送する際に、トラックによる騒音と渋滞が懸念されます。

騒音については、以前にイワシが大量に水揚げされたところは、夜中に水揚げし、トラックで輸送されていたため、苦情もあったと聞いておりますが、現在のサンマについては、通常の競りは午前7時に行われ、その後運搬されることから、影響は少ないものと考えております。しかし、輸送関係者への低速運転の励行など、必要な対策を講じる必要が講じる必要があるものと考えております。

次に、渋滞についてであります。平成22年度の道路交通センサスによりますと、通常競りが行われる7時台の1時間には、上りで291台、下りで338台の車両が厚岸大橋を通過しております。

1回の競りで処理されるサンマは、多くで300トン程度と考えますと15トンを積むトレーラーは20回往復することになります。この20回は上りでは6.9%の増、下りでは5.9%の増でありますので、大きな渋滞の可能性は少ないものと考えております。

ただし、車が大型のためカーブで支障が出ることは考えられますので、運行ルートを選定等について、今後具体的に検討を行う中で、できるだけ町民生活に影響がないよう検討していきたいと考えております。

また、厚岸大橋の寿命について危惧するご意見も聞いておりますが、道路管理者である北海道によりますと、厚岸大橋は、部分的な補修を行いながら、できるだけもたす考えで、長寿命化対策を行っているとのことであり、また、サンマを積載したトラックが複数台通過しても、設計上は問題がないと聞いております。

また、輸送時のトラックからの水漏れについてであります。現在は、サンマの運搬は、トラックに直接積んで運ぶ方法と1トンタンクに入れて運ぶ方法がありますが、衛生管理型の漁港施設に移った場合は、衛生管理と鮮度保持のため、タンクに入れて運ぶ方法が主体に考えられており、水漏れの量はトラック積みから見ると少ないものと考えております。しかし、水漏れがないということではありませんので、現状をさらに検証しながら、関係者で対応策を検討していきたいと考えております。

次に、漁港整備事業が具体的化することにより、厚岸町のマリンビジョンや厚岸町総合計画に齟齬を来すことはないのかについてであります。厚岸地域マリンビジョン計画では、衛生管理対策施設の改良は湖北地区で行うとされておりますので、これを湖南地区に変更する必要があり、この計画の変更について、さきの2月6日に開催された厚岸地域マリンビジョン協議会で協議いただいております。さらに引き続き協議会が開催される予定になっております。

また、厚岸地域マリンビジョン計画は、平成16年に策定された北海道開発局の北海道マリンビジョン21の構想を各地域で具体化する位置づけで策定されておりますが、現在、北海道開発局において、北海道マリンビジョン21の全体的な見直し作業が進められております。

この見直し作業が終了し、新たな北海道マリンビジョン21が策定された際には、厚岸地域マリンビジョン計画についても、漁港整備計画との整合性も図りながら、見直しを行う必要があると考えております。

また、厚岸町総合計画との整合性については、現状ではそごを来す状況にはないもの

と考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 先ほど、6番の堀議員が同じ問題について質問しておりますので、ダブらないよう気をつけながら進めようと思っておりますので、それはもうさっき言ってしまったことだよということがありましたら、どうぞ指摘ください。

それで、お聞きするのですが、私は町民の中に衛生管理型漁港施設というものが、今度できるんだそうだという話が随分来ておりまして、それどんなもんだということが随分あるのです。この前、厚生文教常任委員会でもご説明を受けたのですが、どうも内容がはっきりよくわからないと。屋根がつくということは明確のようですが、あとどうなっているのかがちょっと見えてこないというふうな状況もありましたので、改めて衛生管理型漁港施設というものは何なのか、どういうものをつくろうと、つくらなければならないと厚岸町は考えているのか、その点について、まず具体的なお話を聞きたいと思えます。それで、私なりに衛生管理型漁港というものを調べてみましたら、現在大きな流れというか、うねりというか、そういう世の中なんですね。

こんな話が出ています。漁業を取り巻く状況の中に、三つの脆弱性があると。一つは漁獲量がどんどん減っているというので、これは世界的に資源が減ってきている。それから、そういうことによって、流通業者が離れていくという、その生産の脆弱性、流通の脆弱性。それからもう一つは、消費者の魚離れ、これ日本でなんですけど、洋風化したからだという人もいますけれども、とにかくそういうものがある。ですから、生産にあつて流通にあつて、消費にあつてという状況の中で、どうやって漁業がこれから生きていくかということになったときには、漁獲量の最優先から品質価格の重視へという流れ、これは水産庁が言ってますね。それで、水産庁の外郭団体のような研究機構がいろいろあると思うのです。そういうところや、あるいは大学の専門科がいろいろ消費者の動向を調べています。そうすると、消費者はアンケート調査何かをすると水産物を扱う場所を清潔に保つための対策というものを、イの一番に挙げるんですね。要するに安全安心な食物と簡単に言っている、これなんですよ。じゃ、それ具体的にどういうことなのかと自由に記載をさせまして、それを統計とっていきますと、水産物の温度管理、作業終了後に床面や機器の殺菌処理水を使っての洗浄。それから排水処理、血水だとかそういうものをどんどん海に投げているような漁港では清潔とは言えませんよということでしょうね。それから水産物を扱う場所に入る前に関係者はみな手を洗ってほしい。それから氷だとか水だとかというのは殺菌処理をしたものを使ってほしい、こういう声がどんどんと消費者から出てくるんですよ。これに関して委託を受けた調査だと思うのです、水産庁から。財団法人で漁港、漁場、漁村技術というのがあるんですね。そういうところからいろいろな報告書出ています。ここで要するに漁港づくりにおける計画と課題とかというような式の題で随分出ているのですが、そこで、課題として一言で言うと、そういう消費者の意識に生産者の意識も、また設備も追いついていないと、これが一番大きな問題だということ、これは全国どこも同じだという書き方です。

それで、この報告書の中では、随分きついことを書いているんです。写真入りで荷捌き所に直射日光が入ってくる、漁獲物の上に土足で上がって競りをしている、それから漁獲物を直接地面に置いている、漁獲物を洗浄している水はきれいだとは思えない、喫煙しながら競りをしている。もっとひどいんですよ、漁港内で小用を足している、岸壁からですね。それからカモメだとか、そういうものが自由に飛んで歩いている。そういうような七つか八つ、写真入りで出ているんです。私もびっくりした。

それで、雇用の消費者のほうにどんどんと、その情報入っていますから、まあ、そんなものなのかというようなことでの、また不信が起きる、そういう悪循環が今出ているようです。それで、この衛生管理型漁港をつくっている先進的な町は、それは全国的な話で、うちはそうじゃない、こういうことをやっているんだということを、またばんばんと出していますね。それによって、その市場で揚がった漁獲物の価格が上がるんだそうです。いわゆる清潔な衛生管理型漁港で揚がったものですよということで、それがブランドになるのですね。そういう時代なんですよ。

それで、今、厚岸町も悪く言うとおくればせなんだ、もう既にこの近隣のこの道東でもそういう漁港ができていますからね、1番ではないのですよ。これを今つくっていかうとしているわけでしょう。ですから、その内容というものは、こういうものなんですよということは、やはり町民にきちんと知らせなければならないというふうに思うのです。

それでお聞きしますが、要するに衛生管理というのは人の健康を損なうおそれのある危害か水産物に進入または混入しないことだと。生物学的危害というのは病原菌だとか、寄生虫だとか、化学的というふうな云々というのは薬品の問題。それから物理的というのはガラス線だとか、あるいは毛髪、昆虫などの不快物、こういうのが混じってこないですよということがきちんと保証できる。それで、そのためには産業環境の清潔保持、異物の混入防止施設設備機械の接触面の清潔保持、作業員の清潔保持。水産物も鮮度保持では温度管理、時間管理、損傷保持と、こういうふうに言われていますよね。これらについて具体的にこの施設ではどんなことをしなければならないと、厚岸町は考えているのか。

と言いますのは、平成18年にマリンビジョンというのがつくられました。これは今回熟読させていただきましたが、この衛生管理型漁港というのが絶対必要だということを高らかにうたい上げています。ここでは具体的に衛生管理型漁港として、これとこれとこれをやるなんていうことは、この性質上そこまでは書けない、いわゆる指針ですよ。ここまでやっている以上、今回具体化しようとしている衛生管理型漁港設備というものは、こういうものなのですよということを、やはりきちっと説明をしていただきたい。単なる屋根がついているのですよというような話ではないということだと思いますので、まずその点について、具体的かつ簡略にお願いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、今、衛生管理型についての室崎議員からるる、経過・歴史を踏まえてのお話ありがとうございました。そのとおりでございます。そこで、私から概要を申

上げたいと思いますが、実態をお話しさせていただきたいと思います。

まず、漁港で釧路、根室、厚岸を中心とした近隣の漁港で既に落石漁港、これは、今、工事をしておりまして、本年、一部供用開始を予定をいたしております。これは屋根つきであり、清浄海水を求めております。さらには、また歯舞漁港、これは23年に供用開始をいたしております。それから羅臼漁港、既に屋根は平成24年、人工地盤は20年に供用開始、清浄海水は平成19年に供用開始をいたしております。ただし、隣の霧多布は、あそこは港湾でございます。そういうことで進めておりませんが、漁港関係においては近隣ではこのようになっているわけございまして、厚岸は残念ながらまだそういう段階に、協議中であるという段階にあるわけございまして、そういう時代の趨勢を考えた衛生管理型漁港というのは、国民が強く要請されているものであるということ間違いございません。

それともう一つであります、私も羅臼漁港、そして気仙沼漁港を見てまいりました。衛生管理型でございます。特に気仙沼については、先ほど申し上げましたが、人工地盤ということで、津波で多くの方々を救うことができた。具体的には1,000名でございます。しかし、それと同時に、観光施設にもなっております。気仙沼漁港ではこういう安全なものをつくっておりますという、観光施設のような施設もあるわけございまして、多くの方々に気仙沼漁港を見てもらうためであります。このような幅広い衛生管理型漁港が進んでいるということ、私自体も実態として見てきたわけでありまして、詳しくは課長から答弁をさせます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 衛生管理型の施設ということで、ハード面とソフト面がございまして、それで、先ほどの町長からの答弁の中に書いているのは、ハード的な部分という形になります。ただ、実は今の市場でも衛生管理でできるものは、しようということで、そういった取り組みはしています。まず、海水を汲んで、それを滅菌をして、それから温度を管理をすると、4度か5度ぐらいに下げるといった形の設備を整えておりまして、それを使って、サンマの海水もそれを使っていますし、それから、市場のそういった清掃なんかもそういったものを使っているということです。

それと市場の中に入るためには、入る前に足の踏む場所を薬品を置いたところに入るというようなこともやっているのですが、それは横のほうから入ってくるところは、そういうことをやっているのだけれども、前側からはそういったものがないというような状況なんかもありまして、一部やっている部分と、それがきちっとした形で最後までやらさっていないというふうな部分もあります。

施設的にはそういう屋根をかけて異物混入だとか直射日光を遮るものと、それから荷捌き施設の中には車は入れないというような形ですとか、それから、今、トラックに直接積んで運んでいる部分もありますけれども、それを1トンタンクの魚タンクに主体に運ぶようにするというような形を検討しておりまして、そういったものに必要な設備というのは、またこれからいろいろ詰めていかなければいけないことがあります。

それとは別に、漁港における衛生管理基準というのが、平成20年に国土交通省の開発

局のほうから出ていまして、その中で、漁港における衛生管理基準というのがございます。その衛生管理基準の考え方にレベル1、レベル2、レベル3というレベルを設定しておりまして、どこまでやるのかということ、ここで検討しなければならないということになります。その評価には、先ほどお話のありました水の環境ですとか、水産物の品質管理の項目ですとか、作業環境の項目といったようなことが、その項目がずっと結構ありまして、それにはハード的な対応と、それからソフト的な対応があります。それをどこまで、どのレベルまで厚岸の漁港の衛生管理をやるのかということ、ハードの施設的なものとあわせた形で、今度ソフト的なものも含めて検討していかなければならないということになっておりまして、今、まだ具体的にそこまでの話が最終的に整理をされていないというふうな状況ですけれども、これからそういったものも詰めていくということになります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 また後で、まとめてやりますが、マリンビジョンというものをつくっているわけでしょう。そして、そこでマリンビジョンという中では、いろいろな要素を分析し、今後の動向を推定したわけですよ。そして、こういうものが必要だという指針を出しているわけですよ。その中には、まず魚種・漁獲量というのか、これがどのように推移していくのか、これまで分析しなければなりません。その次に、今度は、漁業従事者の数がどういうふうに変っていくのか、町の中でそういう話になれば、すぐの真龍地区のお宮の下のずっと漁業の人たちが並んでいる町が、10年たったとき何軒残るだろうか、奔渡1丁目から7丁目までに、ずっと並んでいる漁業経営をなさっている家の何軒に後継ぎがいて残るだろうか、こういう話があるのですよ。これはマリンビジョンではこれだけの対応をすればと残るのだということなのでしょうけれども、非常に明るい話をしていますよね、ここではね。そういうような分析もしたわけでしょう。

それから、町内のいろいろな諸般の状況というものもしたわけでしょう。そして、こういうものが必要だって決めたのですよね。それが今、具体化しようとしているわけですよ。そのときになって、こうやって具体的に衛生管理型漁港ってどんなものなんだってお聞きすると具体的に、どうするこうするという、少なくとも具体的にレベル1、2、3と国のほうの出した基準ありますよね。あれに対してもいろいろな批判はありますよ。それが全てだなんて私言いませんけれども。ただ、そのレベル1で抑えるのか、レベル3まで必要なのか、それに関して、最終的には国の予算やいろいろなものが絡みますから、どこになるかというのは、これはつがなければならぬだろうが、厚岸町としてはこれだけのものが必要だと、考えているのだというものが出ないというのは、どういうことですか、全て検討中、検討中でしょう、今、聞いていると。これは私は納得できない。じゃ、マリンビジョンのときに何考えていたの、こういう話になるのですよ。

それで、もう一度お聞きします。それが全部ここでもって言ったら、実現しなければならぬことだなんて私言いません。でも、少なくとも厚岸町としては、これとこれとこれだけは絶対譲るわけにいかない。できれば、ここのところとここのところもやりたい。そうでないと厚岸町がこのマリンビジョンという非常に労力とお金をかけてつくり

上げた、この厚岸漁港のあり方、これはまさにまちづくりの大きな要素です。それはこうしなければならぬのだというものがあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今のレベル1、レベル2、レベル3というところの中で、レベル1につきましては、定義では食中毒菌の混入を防止するため、危害要因となり得る全ての項目において必要最低限の措置が行われてる漁港ということで、レベル2が、その各種対策により食中毒菌の混入のないことが確認されているとともに、この効果の持続化が図られている漁港と。それから、三つ目にその衛生管理に対する総合的管理体制が確立されている漁港という、大きな定義ではそのような形になっています。

それで、レベル3までいきますと、ハサップというような対応も想定した中での対応までいく必要があるというようなことも言われておりまして、そういった部分では、その部分までは難しい部分もあるのかなと思いますけれども、何とかそのレベル2というところまではいくような形になっていけばいいなというふうには思っています。

ただ、これも施設的なものと、それからそれに附随して、いろいろな人があそこに介入しますので、皆さんがそういったことをきちっと手順を踏んでやるというようなことが、そういうことをやっていかないと、そういったものが対応できないということになりますので、そこをこれから深めていくというか、皆さんで話し合っていくということが必要だというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 マリンビジョンで言っている中でですね、地域ハサップ型の衛生管理体制の確立、こういうことをはっきり言っていますね。それから、水産物衛生管理体制の強化、市場における総合的な衛生管理施設の整備、そういうことを言っていますね。今のようなこの話は全部集約すると、少なくともレベル2、国のほうで出した基準で言うと、それはクリアするようなものでなければならぬと、少なくとも厚岸町は考えるとそういうふうには理解すればいいのですね。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） その地域ハサップということで、そういった取り組みをしようということで、平成19年にサンマの水揚げから市場での処理、そして、その加工屋さんに行くところまでの流れというものをつくって、こういう取り扱いをしていきましたというようなことを、組合さん、それから買受人さんも含めて協議をしてつくった経過があります。そういう取り組みを継続していこうとして、そういうものは1回出したのですが、なかなか衛生管理型の漁港が進まなくなってしまったのもありまして、なかなかその辺の取り組みがそこでしぼんでしまったというようなことがありました。

ただ、そういう方向性は、そのときには買受人さんも漁協のほうも、そういった取り組みが必要だという認識は持っていて、一緒にそういった作業をさせていただいたという経過がありますので、そういう方向、レベル2というような、そういった方向を目指していきたいなというふうには考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 目指していきたくないではなくて、ぜひ実現するように厚岸町としての、まさにリーダーシップを発揮していただきわけです。そうでないと、今の冒頭申し上げたような、この水産界を取り巻く、それから消費者の動向を見ると生きていけないですよ。もうはっきりしていますよ。置いていかれてしまいますよ。そうい時代に入っているのだという意識がまさに、この何とか言う、えらい長い名前の研究所の報告は指摘しているのです。生産者はそのことに気づいていないと書いています。消費者のほうはずっと先に行っちゃっているのですね、そういう要望が。それを明確に生産者が我が事として受け取っていない。そのギャップが一番の問題なのです。結局施設整備がおくれるというのも、その意識の問題だろうということになるのでしょうかね。それはいいのです。

それで、次に、今回のマリンビジョンとの関係で言いますと、マリンビジョンに明記されているのは、湖北住区の市場前岸壁において云々ということだけではないのですよ。言ってしまうえば、どうしてそういう結論になったのかという前提が全部書かれているわけですね、ここには。いろいろなものを総合的に検討をした結果、ここでやりましようと言っているのですね。それが変わったのです。

それで、今回変わったという理由で三つ、四つ上げられていました。防災という観点から人工地盤の話ししています。それから清浄海水の話もしている。それから水産業の用地の問題をおっしゃっていた。湖南地区の賑わいを取り戻したいという話もしている。でもこのマリンビジョンの中で全部触れている話なんですよ、要素としては。だからこのマリンビジョンが昭和18年に出てきたのだったら、もう世の中の状況も全部変わっていますから、そういうものはチャラにして、こういうことも考えられるのだけれども、これは平成18年にやったものなのです。そのときに全部分析しているのです。それなのに今回新しいことのように、こういうことを言わざるを得ない、大変辛いと思います。結局はあれでしょう、国のほうが、道のほうがそういうやり方でないと予算つけないぞということになったわけだから、漁協も町も苦渋の選択をせざるを得ない。マリンビジョンで言った計画を変えなければならないと、その意味で、そごというか、変更というか、それを出さざるを得ないということだと思ふのです。そういう話をやはりきちんと町民に示すことだと思ふのですよ。今回の話で全然みんな知らないですね。この5年間ぐらいいろいろな話ししてきたのでしょ、道が金出さないと、いやいや、そうでなくてって言った、いろいろお話聞きましたよ。でも、そういうことは一部関係者以外は全然知らないのですよ。これはやっぱり私おかしいと。まちづくりの基本ですよ、この市場というものをどこに持っていくかなんていうような話、何をつくるかからですね、まず。そして、それがどこにできるのか、これはもう本当のまちづくりの根幹をなす要素の問題です。

それで、町長の答弁では確かにマリナビジョンの記載とは変わってしまったけれども、そのところはマリナビジョンの変更ということがこれからあると。そこで整合性をとる。それから大5期総合計画との間には何のそごもないよというふうにおっしゃっているのだけれども、実はこの総合計画では、11ページでまちづくりの課題というところには消費者に信頼される食料生産の話が入っています。まさにこれだと思いますね。

それで、27ページでは町民参画によるまちづくりということをやりたい上げています。そしたら、やっぱり今こういう問題が来て、こうなっているんだという情報提供を町民にして、いろいろな意見をみんなが出し合えるような形をつくっていかなければならないでしょう。それが全然できてない。

それから、今度68ページの水産業を見ますと、そこではマリナビジョンを策定してやりましたよということが書いてあって、なおかつ70ページでは、地域マリナビジョン計画の推進による水産物安定基地の確立に努めますというふうには出ているんだけど、先ほどの6番議員さんとの議論を聞いていますと、利害関係のある団体ですら知らなかったというような話が出てくる。これ町民みんなでつくる協働のまちづくりということから、ほど遠いんじゃないかという気がするんです。

それから、議会なんですけど、議会にも全く説明ありませんでしたよ。本当にこの議会のごく近々になってから、まず総務産業常任委員会で説明があって、衛生管理型というそのタイトルなら、厚文も関係あるんじゃないのって言ったら、厚文でも説明が初めてあったと。ずっと今まで何もなかったわけですね。確かに厚岸町が厚岸町の事業として行うのではないから、なかなかきちんとコンクリート化するまでは言いづらいということはあるかもしれないけれども、やはりマリナビジョンというものはっきりとこうやって出して、これを港をつくっていくというのかな、厚岸漁港というものをこういうふうにして、こんな機能を持たせてやっていくんだと。どこにいても話も入りますが、いうことを出している以上、それについて、今、こんな問題が起きているんだということは、やはりきちんと出していくべきではないのかと。そして、厚岸町としてはこう考えていると。ただし、こういろいろな要素があって、それが実現するかどうかは、今、またいろいろな問題があるということ、町民がみんな知っているのと知らないのでは、これ全然違うと思うのですね。そのあたりいかがですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

まず、マリナビジョン計画でございますが、これは漁港だけの問題ではありません。水産業を核とした厚岸町の発展計画でございます。そういう点で、まず4点が考えられるのかと思っております。

一つは、水産業を核とした地域産業の活性化、二つ目は豊かな漁場環境の次世代の継承、三つ目は沿岸漁業の構造改革による漁業経営の強化、四つ目には自然環境の保全と災害に強いまちづくりという4点が挙げられるのではなかろうかと思っております。そういう中で、今日の漁業経営の中で一番大事なことは、先ほどからお話しありますとおり資源の枯渇の中で、やはり高値を呼ぶと、しかも安全安心な魚類でなければならない

ということで、漁業者自体もそういう意識の改革の中で今日まで来ていると、私は認識いたしております。

そういう中で、衛生管理型の漁港がうたわれたわけでございまして、そのために平成20年の漁組の総代会において衛生管理型は賛成と、湖北地区に設置ということに相なったわけであろうと思っております。その後、いろいろと国のほうも衛生管理型漁港のみならず、いろいろな衛生事業としてのタンクでサンマを運ぶ、さらにはまた、フィッシュで魚を揚げると、いろいろな施策をもって講じておるわけでありまして、しかしながら、今日、湖北地区から湖南地区へという話が出てきたわけでございまして、組合といたしましても、漁民と話し合った結果、湖南地区にということが決定を見たというわけでありまして。

先ほど来、仲買人等のお話もありましたけれども、私といたしましては、まず市場開設者である漁業協同組合が位置を明確にしなければ、この事業は進まないという考えを持っておりました。それが昨年12月1日に湖南地区ということに決定をいただいたわけでありまして、それがスタートとして仲買人とも話し、さらにまた、位置が明確になりましたならば、当然交通も変わるわけでありまして、安全面における近隣の地域の皆さん方とも協議を図り、その周知を図っていかなければならない、いろいろな課題がこれからあると考えております。ご指摘のとおりでありますので、今後ともそつのないように、これからも努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それから、もう一つお聞きします。

この今言える位置の問題で、湖南地区にそういう拠点ができる。ところが、ほとんどの加工業者は湖北地区にその工場を持っていると。したがって、大型のトラックなりトレーラーなりで運ばなければならなくなるであろうという話がありました。これ何か5.何パーセントとか6%ぐらい増える程度だというのだけれども、増えるのは軽自動車が増えるわけではないですね、台数でいってね。果たしてすれ違えるかどうかというぐらいの大きな、もちろんすれ違えるんでしょうけれども、感覚としてそういうものが列をつくって走る状況が生まれるであろうと、そういうことですね。しかも、ここは町内で恐らく一番交通量の多い部分でないかと思われるわけですね。そういうことに対するやはりきちんとしたシュミレーションというのですか、単に平均値の問題ではなく、そういうものを最悪の場合こうなんだ、それから、まあ平均的に言うところのこのぐらいだというようなものを、やっぱり出していく必要があると。これは利害関係団体の問題ではないのですよ、町民の問題なのです。そういうものを的確に示していく必要があると思うのです。

それから、騒音、振動という話も答弁の中でありましたので、乗っかって私のほうで聞きますが、若竹町岸壁のあの広い道路は確か港湾の設計になっているのではなかったかな。そうすると、下はコンクリートで、それにアスファルト層があるだけでしょう、いわゆるクッションがないんですよ。そうすると、そういうところを大型トラックが

通ると、相当に普通道路よりは振動が強くなるんじゃないかと、振動というよりも騒音ですか、振動もそうでしょうね。というふうに思われるのですが、そのあたりは、これ私の考えが間違いならば、そういうふうに言っていただきたい、どうでしょう。それでそのときに、どういう状況が起きるかということも具体的にきちんと、あの一般住宅もありますから、きちんと説明を前もってしておくことが必要だと思うのです。何も聞いてないで、そういう状況になったというときと、やはり前もってそういうわけけれども、こういうわけこうなんだという話があったときとでは、全然違うと思うのです。そのあたりいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） トラックのルートにつきましては、今まだ具体的ではないのですが、何とか2埠頭まで行くのと、出ていくのというのが、できるだけ違うルートで行くような形なんかも考えなければいけないなというふうに思っております。それで、イワシを運んでいたときに、消防のところから若竹の岸壁に行くのがコンクリートの道路でした。それで、そういう振動の問題、騒音の問題があったというふうに聞いています。それでそういったことも含めて、これからの協議の中で検討していきたいと思いません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、もう最後になりますけれども、マリンビジョンの文章を読むと、47種類の魚種があるというふうなことを書いていますね、厚岸町漁獲物がね。それで大体今話ししてきたことはサンマとかいう、多獲性魚種の話ばかりしていたのだけれども、沿岸漁業がこれからどんどん振興させなければならない、そういうものを含めて、この荷捌き所とか市場とかいうか、そういうところの機能はつくっていくということだということを確認したいんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

全くそのとおりでございます。やはり事業者の立場に立った市場をつくっていかねばならないと、それは当然のことであろうかと思っております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、12番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、7番、金橋議員の一般質問を行います。

7番、金橋議員。

●金橋議員 第1回定例会の一般質問に当たり通告してあります質問事項についてお伺い

いたします。

一つ目は、平成24年度市町村職員外国派遣研修の目的と、その内容について。

(1) 研修テーマについて説明願いたい。ア、研修者の報告内容。イ、町長の今後の研修に期待することです。このことについて平成24年3月の第1回定例会でも質問しましたが、今後、未来に向けて重要なことと思いますので、再度質問させていただきます。

二つ目は、第5期厚岸町総合計画第4章個性と感性がきらめくまちづくり、その中の第3節文化施策の展開方法について。

(1) 芸術文化活動の促進について、ア、芸術文化活動の充実について。イ、鑑賞と活動の場の充実についてです。このことについては、かつて我が町において現在よりも文化的活動が活発に行われていたように感じられます。今後どのように展開されていくのかお尋ねいたします。

以上、2点についてお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、金橋議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の平成24年度市町村職員外国派遣研修の目的とその内容についてのうち、初めに研修テーマについて説明願いたいについてですが、今年度の研修テーマは、地域振興、環境対策、社会福祉の三つであります。

それぞれのテーマにおける研修、学習の内容については、一つ目の地域振興が、北海道においては依然として景気回復が進まない中、人口の減少、過疎化、少子高齢化の振興などにより、地域の活力の低下が続いている中で、市町村においては、都市と農村との交流人口の拡大や個性豊かなまちづくりなど、地域の活性化に向けたさまざまな施策に取り組んでいく必要があることから、ヨーロッパにおける先進的な地域振興施策、地域特性を生かした多様なまちづくりの実例について学ぶことであります。

二つ目の環境対策が、地球環境問題や原発事故等を契機として全国的に太陽光や風力、バイオマスなど環境に優しい自然エネルギーを活用した取り組みが広がっている中、北海道においても豊富な環境資源を生かし地域産業の育成・活性化を目指した自然エネルギーの利活用が検討されていることから、環境先進国であるヨーロッパにおいて、環境保護の取り組みや自然エネルギーの利活用施策について実例を学ぶことであります。

三つ目の社会福祉が、急速な少子高齢化の進行から、経済成長の鈍化、社会保障費の負担増大、労働人口の減少などによって、地域社会・経済の持続可能を揺るがしており、北海道においてもさまざまな対策がとられてきている中で、ヨーロッパの先進地では、行政だけでなく、住民、企業等が連携した高齢者のサポート体制による安心して生活できるまちづくりを進めており、官民一体となった高齢者福祉政策について実例を通じて学ぶことであります。

次に、研修者の報告内容についてですが、今年度の訪問国は、フランス、スイス、スウェーデンの3カ国であります。

研修者の報告は、大きく分けると、初めに外国派遣研修と研修テーマの説明、次に7

カ所の公式訪問先での視察研修内容についての報告、最後に訪問国の文化などについての報告でありました。

なお、このご質問に対する答弁に当たっては、公式訪問先での視察研修内容の報告についてお答えを申し上げますので、あらかじめ了承願います。

研修者の報告順にお答え申し上げます。

初めのフランス・パリについては、視察テーマが地域振興でありました。ここでは、フランスの地方行政に関する状況について、社会福祉、環境対策、地域振興、広域行政、観光における特色的な政策について報告されるとともに、フランスにおける自然環境・文化資産の保護と地域振興・観光事業の両立を目指した取り組みについて報告されております。

次のフランス・アヌシー市については、視察テーマが地域振興と環境対策でありました。ここでは、市が取り組んでいる環境対策のほか、エネルギー政策や花によるまちづくり政策について報告されております。

次のスイス・インヴィル村については、視察テーマが環境対策における再生エネルギーと農村産業振興でありました。ここでは、スイス・ファーマー・パワー・インヴィルという、いわゆる家畜ふん尿を再生エネルギーに変えるバイオガスプラント施設における環境対策の取り組みについて報告されております。

次のスイス・ジュネーブ市については、視察テーマが社会福祉における高齢者支援でありました。ここでは、シニアシティという交流を中心とした快適生活のためのプログラムや、国と地方で取り組む高齢者を支える仕組みなどについて報告されております。

次のスウェーデン・ストックホルム市については、視察テーマが「環境対策」でありました。ここでは、環境対策を徹底的に考え抜いた「持続可能な街」と題して、市のハンマービー臨海地区の再開発計画を紹介し、この再開発で行われたごみの処理や污水处理を利用したエネルギー政策などについて報告されております。

最後のスウェーデン・ナッカ市については、視察テーマが社会福祉における高齢者支援でありました。ここでは、「行政サービスと市場原理の関係について学ぶ」と題して、外傷、障害の原因を偶発的なものと捉えず、データ分析を基に予防に向けた政策や活動を行い、安心なまちづくりを推進するセーフコミュニティという市の取り組みのほか、高齢者介護サービスにおける市場原理の導入や在宅介護サービス、教育、保育、介護施設分野への顧客選択制の適用などについて報告されております。

次に、私が今後の研修に期待することについてであります。まず、この研修に参加した職員は、市町村が抱える課題について、諸外国の行政実情などを知るとともに、それを調査研究することにより、総合的行政能力が向上いたします。また、町にとっては、国際的な視野と識見を持った職員の養成と、その職員の新しい発想を政策に生かすことができるとともに、その職員の伝承により他の職員の意識改革につながっていくという相乗効果も期待しているところであります。

また、この研修は、参加した職員にとって必ずや血となり肉となる研修であると確信しておりますし、現にこの研修に参加した職員は各部署において活躍しており、これからの町政を担うことができる職員へと成長しております。

私は、平成25年度の町政執行方針において、重点施策の一つに行政運営能力の強化を

挙げましたが、将来にわたって、この研修がその一翼を担うものであることを大いに期待いたしております。

2点目の文化施策の展開方法については、教育長からお答えがあります。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私のほうからは、2点目の第5期厚岸町総合計画第4章個性と感性がきらめくまちづくり第3節文化施策の展開方法についての芸術文化活動の充実についてと、鑑賞と活動の場の充実について、あわせてご回答をさせていただきます。

芸術文化は、町民の生活水準の向上や生活様式の多様化が進む中で、物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさと安らぎを満たす上でも必要な分野であります。

本町では厚岸町文化協会加盟団体を初めとする、数多くのサークル団体が活動しており、本町の文化の発展と向上に寄与しているところでございます。

まず、少年に対する芸術文化活動では、次代を担う児童生徒の豊かな感性や個性を育むために、優れた芸術を鑑賞する機会の提供といたしまして、全小学生及び全中学生を対象に、それぞれ真龍小学校並びに真龍中学校体育館において、音楽や児童劇、伝統芸能などの舞台を提供しております。

また、成人の芸術文化活動では、現在約40団体が加盟している厚岸町文化協会が自立した活動を行っており、厚岸町吹奏楽フェスティバルを初め、それぞれの団体における活動と鑑賞機会を持っているほか、実行委員会を結成し、作品展示と芸能発表からなる厚岸町民文化祭を実施しております。これらはみずからの活動の発表の場であると同時に、広くその成果を鑑賞していただく機会を町民に提供しております。その他、優れた芸術の鑑賞機会といたしましては、生涯学習活動の拠点施設としても位置づけられている真龍小学校において、音楽鑑賞などの機会を提供しており、今後も引き続き芸術活動の場を提供してまいります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 それでは、一つ目のことについてです。

平成25年度町政執行方針中で、2の町政に臨む基本姿勢として、第3行政運営能力の強化としておりの、抜粋しますけれども、そのためには前例にとらわれることのない柔軟な発想力と、高いハードルに臆することなく挑んでいく行動力を持った、町民にとっても組織にとってもプラスとなる真に人材と呼べる職員を今以上に育てていくことが必要でありますと先ほども言われました。

それで平成24年度の厚岸町外国の派遣研修職員は、教育委員会の24年度は30歳の女性職員でありました。先日研修の報告会がありまして、私も参加して観点と観察の方向性が男性と違ったので、大変興味深く思いました。

それは、あえて内容については言いませんけれども、今後時代が流れて、恐らくその方は40歳、50歳となっていくでしょう。その経験が生きてくると思います。観点が男性

と違うということは、足元の身の回りのことについて報告がありました。私はちょっと違うので、ああ、これはちょっと女性特有のその辺に座ってお茶でも飲んで、みんなで集まって和やかにというような、そういうものもその職員には期待できるのではないだろうかという、この町にとってプラスの要因がすごく大きいんじゃないかなというふうに、ちょっと感じることができました。

それと私も以前にも、ちょっと国土調査の研修でヨーロッパに行ったということはお話ししましたがけれども、そのときに、その後の研修で国土地理員の技官の研修が職員の職員の研修としてありました。その研修を受けて、厚岸町に平成4年、5年ぐらいからGPSの基準点を置かないとだめだなというのは、そのときにいろいろと国土地理院の技官というのはアフリカ、エジプトに行って、人工衛星から1点、2点置いて、その国土の地図をつくってくれという依頼があったそうなのです。それを聞いて、私はかなり感動いたしまして、それで厚岸町にもGPSの基準点を置かなければいけないなという部分があって、それがきっかけになってやりましたから、あれから既にもう20年になります。これはここで言うことではないのですが、ですから、そういう刺激をされたということは、若いときのほうがいいんじゃないかと、今でも思っております。

それで、この研修ですね、外国派遣職員の年齢は原則として30歳以上、50歳以下の課長補佐以下の職員であるというふうになっているのですが、この原則以下の年齢でも意欲と行動力を持った、高いハードルに挑んでいく若い職員がいたら、男性女性にかかわらず、派遣していく意思是、町長はおありでしょうか。

町長は29歳のときに、道議会議員になられましたが、そのときのことを思い出されて、より若い人に挑戦することの大切さを経験させてはいかがでしょうか。私は若いときのほうが、いろいろとその後の経験を積み重ねていって、ある程度の年齢になったら、それを生かす時期が来ると思うので、そういうことも考えてはいかがかなと思います。

それともう1点なんですけど、現在の国際情勢で、北方領土が近い将来、私が近い将来というのは10年か15年先になると思いますが、帰ってきた場合、根室管内のことだから、釧路管内の厚岸町は知らないよということには言ってもらえない状況になるかもしれません。現に、ビザなし交流で標津に来ているロシアの人たちにも私もちょっと休みのときに行って、会っているようなこともあります、根室管内では。それとまた別に、以前にもお話ししましたが、釧路市でも積極的に進めている東アジア、台湾とか向こうのほうはかなりアタックしております。これは湊谷課長のほうにもいろいろとやりとりをしているので、それは何回か行っているのですが、ということになると、英語のみならず、中国語、ロシア語に精通している職員が1人、2人いてもいいのではないのかなと、将来的にです。このようなことは、またどのようにお考えになるのかなということがあります。

そして、国際的視野と見識を持った人材の養成は、この厚岸町が1万500人現在で前後の小さな町と言えども、お客さんをお呼ぶとかいろいろなことを考えると、やはり今後もうこういう外国に行った職員などが、今言われましたけれども、核になって欧米のみならず、ヨーロッパ、アメリカとか、それ以外でも近隣諸国とどう突き合っていくかという、その柔軟な、そしてしたたかで強靱な考えを持った、これからの若い人、私が若い人というのは10歳、20歳下の人であります。私も町長と干支が同じで60歳になりますが、そ

れを考えると、やはり20歳下くらいの人を何とか、そういうようないろいろな考えができるような土壌をつくっていくのが、もうそろそろ自分の年齢じゃないのかなと思っておりますので、このことについてもどのようにお考えかということをお聞かせいただきたいなと思います。

以上です。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

大変、今、金橋議員から内容ともに、いい内容を研修に当たった話だったなど、私自体そのように思っております。

なぜ外国研修を進めたのかということは、私が町長になりましてから、12年であります。その外国研修は11回目を来年度で迎えるわけです。ですから、10回目ということになるかと思いますが、世の中に、百聞一見しかずという言葉があります。机上で学ぶ点もいいでありましょうけれども、実際この目で見ることによって、物を覚えるということが大事なことであることを私は過去、すなわち道会議員の当時から学んだことであります。と言いますのは、道議員になりますと、内外ともに視察の機会が多いわけでありまして。その視察が、身となって議員活動が活発化されたと言っても過言でなかったのではなかろうかと、そういう気持ちから、町長になってから外国研修というものを行ったということでございまして、その成果が極めて高くなっていると、そのように考えておるわけでありまして。

どしどしと若い方を行かすべきではなかろうかというお話ではありますが、全くそのとおりであります。若い者に積極的に参加をしていただきたいと思っておるわけでありまして。特に研修ということに相なりますと、本人の発意の重要な自立的研修、すなわち自分から望んで行く研修、それから任命権者から言われて行く研修があります。これは地公法で言われているわけでありまして、私はどちらかと言うと、前段の自主的な気持ちで研修に参加していただきたいと。そして外国へ行ってもらいたい、学んできてもらいたい、それを役場の職員として生かしてもらいたいというふうに考えておるわけでもございまして。

先ほど、執行方針の人財という言葉がありました、質問の中に。ご承知のとおり、読んで、なぜこれ間違っているのではなかろうかと思ったかと思っております。本来は材木の材、人材であります。それが本当の字であります。今回執行方針で述べたのは造語であります。その人財と言いますのは、人材を自治体の財産として考え、職員に磨きをかけなければ社会の現実からおくれて劣化し、職員はちょっと言い方悪いようではございますけれども、不良資産化してしまうと。だから自分で磨きなさいと。それが財産になりますよ、自分の財産に。また、役場の財産になる、町の財産になるという意味で、人財という言葉を使ってわけでありまして。

そういうことで、人財はもちろんであります。ご指摘ありまして、時代の推移によって職員に要求される能力は変化します。そのことも踏まえて、行政運営を職員自体がしていかなければならない、私もそのように考えております。

それから、北方領土問題になります。大変私も北方領土問題、返還については強い関心を持って今日まで頑張っております。しかしながら、いまだに帰ってこないことはまことに遺憾に思っておるわけでございますが、この北方領土問題につきましても、いつかは返ってくるであろうと、そのように期待を持っておるわけでございますが、その北方領土問題につきましても、職員はある程度関心を持ちながら、根室市の問題であります。やはり将来の日本の国としての、領土としての北方領土というものについても関心を持っていかなければならないだろうと、そのように考えているわけでございますが、私としては、今、ご指摘ありました質問については、心良くお受けをいたしましたし、さらにこれからも研修を通じて、立派な職員を育成してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時56分休憩

午後 4 時57分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

ここで会議時間の延長を行います。

本日異議時間は、7番金橋議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ延長します。

7番、金橋議員。

●金橋議員 それでは、簡潔明瞭に質問したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

2番目について質問いたします。

2番目の質問したということは、どうも2011年3月11日の東日本大震災後、その後そういう文化的な活動、芸術的な活動というのは控えるという形になりました。そして、2年がもう少しでたとうとしています。震災後、人の心をいやしたものが何かと言えば、被災地を慰問した歌手の歌であったり、人々に元気とやる気を起こさせたのが、福島県いわき市の古い言い方になりますが、常磐ハワイアンセンターのフラガールだったり、音楽や踊り、芸術文化の活動がかなり元気を与えてくれました。

ふと振り返って足元を見ると、そういうものが例えば厚岸町のお祭りであったり、そのほかにサウンドバーというバンドがありますが、そういう活動をしているバンドも一生懸命であります。そのほかに私が知っている人であるとき、老人ホームの慰問を手弁当とガソリン代で自分たちでやっている、それはそれで別にお金がかかってもいいということと言われてましたが、足元を見詰めた場合に弁当代かガソリン代ぐらいをちょっといろいろな方面で、厚岸町とは言いませんが、応援してやる方法はないものだろうか、助成する部分がないものだろうというのを感じました。

ですから、今回質問したのは本当は教育委員会ということではなくて、そういうサークル活動をしている大きな意味での、厚岸町で頑張っている人たちに本当に老人ホームを慰問したり、ほかにいろいろな人に楽しんでもらうために音楽活動をやっているとか、

そういう部分で厚岸町として、教育委員会はもちろんそうですが、応援していくというのができないものだろうかということで、そういう趣旨で質問をいたしました。

それで私は、去年根釧ビックバンドジャズ、ディナー&コンサートということをやったことを、かかわるなかで、ほぼそれは自分でいうのもあれなんですけど、1人で動き回って何とかそれは教育委員会の武山先生のほうに協力をいただきまして、ちょっと人脈を通じまして根室市のイーストポイント、それと釧路市のニューポート、それから標津のカムイチェックというジャズオーケストラ3団体でメーパル厚岸でやりました。まさかできるとは思いませんでした。その中で、集まったのが大体170人ぐらいで、演奏者は55人でした。お金も確かにかかりましてゼロから始めました。予算額はいろいろと会費だとか入れて120万円、決算額は93万円であります。まさかその金額でできるとは思いませんでした。ただやる気だけはありました。3バンドにお話ししたところ、こういう時代でそう自分たちの音楽を発表する場なんかはちょっとないんだよねということをおっしゃいました、根室に行って、市役所の職員でバンドのメンバーがいます。根室市の市議員さんもいました。ほぼボランティアという形で、ガソリン、弁当代だけで来てくれて、演奏してくれました。釧路のほうの保険会社の代理店をやっているリーダーの方も、本当にボランティアで行ってあげるよと言ってくださいました。その中でできて、実質会食代を除いて50万円弱でできることになりました。ですから、こういう時代だからこそ、そういうような活動を少ないお金でどうやってやれるかという知恵を出して、いろいろなそういう芸術、音楽、そういう人たちに活動を願って、この町でそういうことが場所を提供して、厚岸町内の大きい小さいで、どこでもいいのですが町の施設、あるいは道のネイパルのそういう施設を使って、頻繁にそういう大会だとか団体が来るようになったら、それはこの町としての売りになるのではないのでしょうか。私は実際にやってみて、はっきり言って根も葉もないことは言いません、実際やったことを言っています。ですから、それを町かちょっとだけ助成してもらおうとか、あとNPOの団体からちょっといろいろと協力してもらおうとか、人材的に。そういうことができると、少ない予算とかそういうもので大きなことができるのではないのでしょうか。そういうことを町の施設含めてやることによって、ああ、この町がすごくいい町だなということになると思います。ほかの町から来る人は、根室も厚岸も標津の方たちも、私たちの表現する場ができたよ、楽しかったよ、かえって演奏をして、聴衆よりも聞いている人よりも私たちが楽しかったよと言って帰ってくれました。それは厚岸町にとってはすごく財産になって、恐らく根室から来た人たち20人ぐらいいましたけれども、いい町だよということは、さらにその人たちにも、下には何十人もいると思います。釧路もそうです。

ですから、そういうふうに地道に、簡単な小さなことですがけれども積み重ねていって、初めてこの町が町長が言われている、最初の部分になるのではないのでしょうか、誰でも来なくなる、楽しい町というふうになると思います。そうすると、町民の方も別な形で楽しむことができるというのが、一番いい形じゃないのかなと思います。最初から物事が決まらないで、積み重ねの中で広がって行って、厚岸町、北海道の施設、それから地域の食については食堂だとかが協してくれるとか、話が広がりますけれども、フットパスを今までまちづくりの課長にいろいろと言っているのは、そのためなんです。ですから、いろいろな切り口があると思います。フットパス、それもありません。それとグ

リーン・ツーリズムもあります、エコツーリズムもあります。とにかく形はどうでもい
いと思うのです。ここに来て楽しめる、今回は芸術とか、そういう部分です。やはり一
番いいのは厚岸のお祭りのそういうものを、もうちょっといろいろな部分で管内に知ら
しめるといようなことも一つ。ちょっときょうは時間もないので、今後の一般質問の
部分で質問いたしますので、総体的に答えていただけるのであれば、簡潔に答えていた
だきたいと思います。

終わります。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 総体的にということでございますので、私のほうか
ら答弁させていただきます。

町内のいろいろな団体、あるいは町外の団体含めて、厚岸町の中でそういった町の活力
であるとか、賑わいをもたらすという事業展開が行われるということは大変ありがた
いことであります。なおかつ、そういったものが民間の団体の発想、自主的な活動の中
で行われるということが、これは意義があることだと思います。

以前にもこれ夏祭りを絡めて竹田議員から、夏祭りに対する町の支援ということで質
問も受けたことがあります。そのときにも町長のほうからもご答弁させていただいてお
りますけれども、そういった民間が発意によって、自主的・主体的に行っている事業、
こういったものについては、できるだけ行政が過度に関与すると、その意欲というのを
そぎかねないと言うことで、可能な範囲で行政としては側面的に支援をさせていただく
というお話をさせていただきました。そういった考え方は今も変わっておりません。

ただ、町の団体がそういった町おこしといいましょうか、町の活力、賑わいをもたら
すために行う各地の事業に対しては、まちづくり補助金という制度もございます。実行
委員会を組織をして、そうやってやる場合には中身にもよりますけれども、そういった
支援も行政ではできますので、今後そういったことを検討するのであれば、事前にご相
談していただければ、力になることも行政としてできるのではないかなと、そういうふ
うに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） もういいですか。

●金橋議員 はい、結構です。

●議長（音喜多議員） 以上で、金橋議員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。
本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 5 時07分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 5 年 3 月 7 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員